

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び 夜間対応型訪問介護

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概況
2. 夜間対応型訪問介護の概況
3. 令和6年度介護報酬改定の内容
4. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
5. 現状と課題及び論点



1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概況

2. 夜間対応型訪問介護の概況

3. 令和6年度介護報酬改定の内容

4. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

5. 現状と課題及び論点

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、
- ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの（訪問看護を一体的に行う場合）
- または
- ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの（他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合）
- のうち、いずれかをいう。

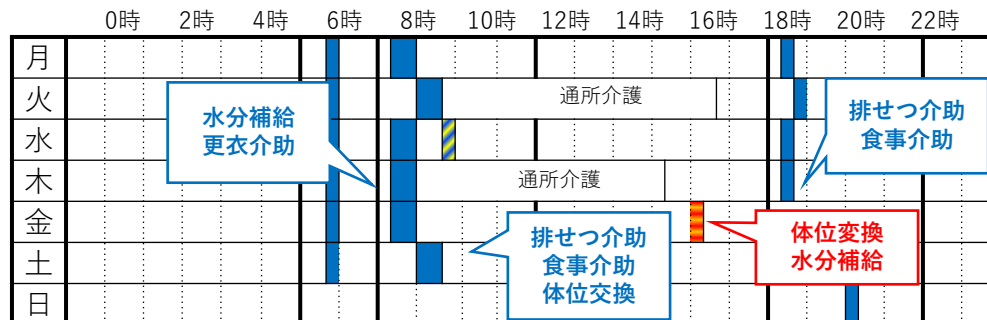
経緯

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設（平成24年4月）。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>



- 定期巡回
- 随時訪問
- 訪問看護

- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・定期的な訪問だけではなく、必要ときに随時サービスを受けることが可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準

職種		資格等	必要な員数等
人員基準	訪問介護員等	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	- 必要な数以上 - オペレーターと兼務可能。
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	- 提供時間帯を通じて1以上 - 定期巡回サービス、オペレーター及び同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護の職務に従事することができる - 夜間・早朝（18時～8時）の時間帯は、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。
	看護職員 （訪問看護サービスを行う職員）		保健師、看護師、准看護師あわせて2. 5以上、うち1名以上は常勤の保健師又は看護師（併設訪問看護事業所と合算可能）
			- PT、OT、ST - オペレーターと兼務可能 - 常時オンコール体制を確保
	オペレーター（※1） （随時対応サービスを行う職員）		- サービス提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要数 1名以上は常勤の看護師、介護福祉士等 - 当該事業所の他職種及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務への従事可能 - 併設施設等（短期入所生活（療養）介護、（地域密着型）特定施設、（地域密着型）特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能）の職務に従事可（※4） - 夜間・早朝（18時～8時）の時間帯は、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。
	計画作成責任者		1以上
運営基準	管理者		常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者又は従業者との兼務可能）
	計画の作成		計画作成責任者が作成
運営基準	事業の委託		他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、訪問看護事業所に、オペレーションセンター・定期巡回サービス・随時訪問サービスを「一部委託」可能

（注1） ・・・介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種（介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される）

（注2） 事業所に常駐する必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。なお、利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

（注3） 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

（注4） 旧訪問介護員2級及び初任者研修修了者については、3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者に限る。

（注5） 当該施設の利用者の処遇に支障がない場合に限る。なお、オペレーター以外の業務従事する場合、当該施設における最低基準を超えて配置された職員に限る。

定期巡回・随時対応対応型訪問介護看護の人員配置例

同一敷地内の 訪問介護事業所	随時訪問従事者	定期巡回従事者	オペレーター	看護職員 (一体型のみ)
	1人以上 24時間通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問、オペレーター（※）の全ての職種を兼務することが可能（※利用者の処遇に支障がない範囲で、当該施設その他職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務を認めている。）			2.5人 指定訪問看護サービスの提供も可能。（2.5人は一体的に計算）
	または 1人以上 24時間を通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問の職種を兼務すること、オペレーターを外部にて配置することが可能 ・複数事業所間での集約化 ・併設施設等の職員活用により単独配置不要 ※別法人でも可			

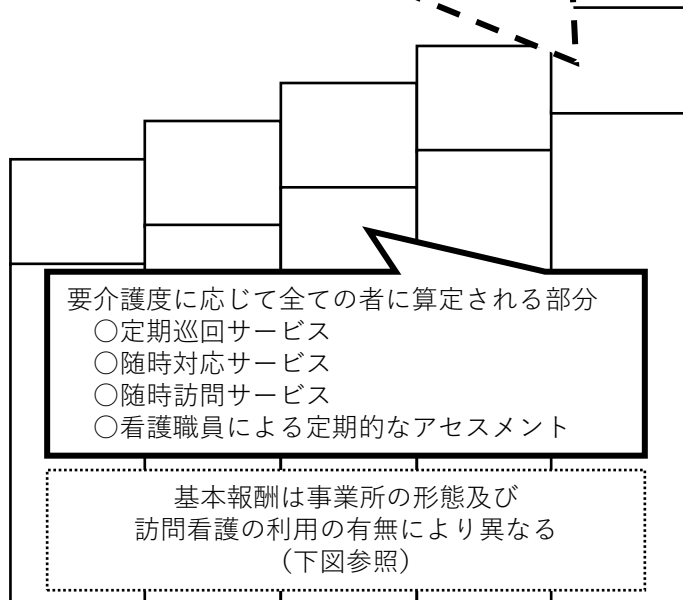
⇒ 事業の実施方法等に応じた柔軟な人材配置が可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

※加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

医師の指示に基づく看護を受ける者に算定される部分
(看護職員による療養上の世話又は診療の補助)
※訪問看護を利用しない者・医療保険適用者は算定しない



要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

専門的な認知症ケアの実施
(90単位、120単位/月)

緊急時の訪問看護サービスの提供
(325、315単位/月)

リハビリテーション職との連携
・加算Ⅰ：100単位/月
・加算Ⅱ：200単位/月

包括サービスとしての
総合的なマネジメント
(800、1,200単位/月)

市町村が定める要件
を満たす場合
(上限500単位)

利用開始日から30
日以内の期間
(30単位/日)

退院退所時、医師等と
共同指導した場合
(600単位/回)

中山間地域等でのサービス提供
(5%・10%・15%)

介護職員等処遇改善加算
(Ⅰ) 126.7% 127.8%
(Ⅱ) 124.6% 125.7%
(Ⅲ) 20.4% (Ⅳ) 16.7%

口腔管理に
係る連携の
強化
(50単位/
回)

介護福祉士等を一定割合以上
配置+研修等の実施
(750、640、350単位/月)
夜間サービス(基本夜間除
く)
(22、18、6単位/月)

死亡日及び死亡日前14日
以内に実施したターミナ
ルケアを評価
(2,500単位/死亡月)

同一建物に居住する利用者に対するサービス提供
▲600単位/月(夜間サービス ▲10%/回)
50人以上 ▲900単位/月(夜間サービス ▲15%/回)

高齢者虐待防止
措置未実施
(▲1%)

業務継続計画
未策定
(▲1%)

通所系サービス又は短期入所系サービスを利用した場合の減算
通所系サービス利用1日当たり▲62単位～▲322単位
短期入所系サービス利用時は、短期入所系サービスの利用日数に応じて日割り計算

准看護師による
訪問看護
(▲2%/月)

(注1) 点線枠の加算は、区分支給限度基準額の算定対象外 (注2) は、一体型事業所のみ算定。

	一体型事業所	
	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	7, 946単位	5, 446単位
要介護2	12, 413単位	9, 720単位
要介護3	18, 948単位	16, 140単位
要介護4	23, 358単位	20, 417単位
要介護5	28, 298単位	24, 692単位

連携型事業所
介護分を評価
5, 446単位
9, 720単位
16, 140単位
20, 417単位
24, 692単位

連携先訪問看護事業所を
利用する場合の訪問看護費
(連携先で算定)

2, 961
単位

3, 761
単位

夜間サービス	
基本夜間(1月)	989 単位
定期巡回(1回)	372 単位
随時対応(Ⅰ) (1回)	567 単位
随時対応(Ⅱ) (1回)	764 単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位：千単位)	件数 (単位：千件)	算定率 (件数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	総数	918,606	151.9	100.0%	1,435	100.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ） (1)看護なし	5,446～24,692 単位/月	66,212	28.7	18.9%	369	25.7%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ） (2)看護あり	7,946～28,298 単位/月	206,794	41.1	27.0%	393	27.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅱ）	5,446～24,692 単位/月	392,548	76.0	50.0%	1,082	75.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅲ） ※基本夜間訪問サービス費	989単位/月	334	1.3	0.9%	66	4.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅲ） ※定期巡回サービス費	372単位/回	1,713	4.6	3.0%	35	2.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅲ） ※随時訪問サービス費（Ⅰ）	567単位/回	69	0.1	0.1%	16	1.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅲ） ※随時訪問サービス費（Ⅱ）	764単位/回	0	0.0	0.0%	0	0.0%
特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	×15/100	1,000	0.6	0.4%	30	2.1%
中山間地域等における小規模事業所加算	×10/100	1	0.0	0.0%	2	0.1%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	×5/100	17	0.0	0.0%	10	0.7%
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	+325単位/月	2,079	6.4	4.2%	199	13.9%
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	+315単位/月	985	3.1	2.1%	118	8.2%
特別管理加算（Ⅰ）	+500単位/月	673	1.3	0.9%	209	14.6%
特別管理加算（Ⅱ）	+250単位/月	160	0.6	0.4%	179	12.5%
ターミナルケア加算	+2,500単位	85	0.0	0.0%	25	1.7%
初期加算	+30単位/日	1,865	62.2	40.9%	1,051	73.2%
退院時共同指導加算	+600単位/回	13	0.0	0.0%	16	1.1%
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	+1,200単位/月	44,952	37.5	24.7%	1,031	71.8%
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	+800単位/月	6,301	7.9	5.2%	296	20.6%

（注1）「算定率（件数ベース）」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

（注2）「算定率（事業所ベース）」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

（注3）色分けは、「算定率（事業所ベース）」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護保険総合データベースの任意集計（令和7年11月審査分（令和7年10月サービス提供））より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位：千単位)	件数 (単位：千件)	算定率 (件数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	総数	918,606	151.9	100.0%	1,435	100.0%
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	+100単位/月	5	0.0	0.0%	5	0.3%
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	+200単位/月	83	0.4	0.3%	13	0.9%
認知症専門ケア加算（Ⅰ）※夜間以外	+90単位/月	40	0.4	0.3%	26	1.8%
認知症専門ケア加算（Ⅱ）※夜間以外	+120単位/月	17	0.1	0.1%	8	0.6%
認知症専門ケア加算（Ⅰ）※夜間のみ	+3単位/日	0	0.0	0.0%	0	0.0%
認知症専門ケア加算（Ⅱ）※夜間のみ	+4単位/日	0	0.0	0.0%	0	0.0%
口腔連携強化加算	+50単位/回	57	1.1	0.8%	50	3.5%
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※夜間以外	+750単位/月	22,865	30.5	20.1%	870	60.6%
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※夜間以外	+640単位/月	5,099	8.0	5.2%	208	14.5%
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）※夜間以外	+350単位/月	405	1.2	0.8%	21	1.5%
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※夜間のみ	+22単位/回	27	1.2	0.8%	30	2.1%
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※夜間のみ	+18単位/回	3	0.2	0.1%	5	0.3%
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）※夜間のみ	+6単位/回	0	0.0	0.0%	0	0.0%
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	+245/1000	122,520	34.9	23.0%	962	67.0%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	+224/1000	37,057	10.9	7.2%	370	25.8%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	+182/1000	3,885	1.7	1.1%	69	4.8%
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	+145/100	628	0.3	0.2%	13	0.9%
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	+76/1000 ～221/1000	0	0.0	0.0%	0	0.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護市町村独自加算	単位数は市町村にて設定	116	0.6	0.4%	13	0.9%

（注1）「算定率（件数ベース）」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

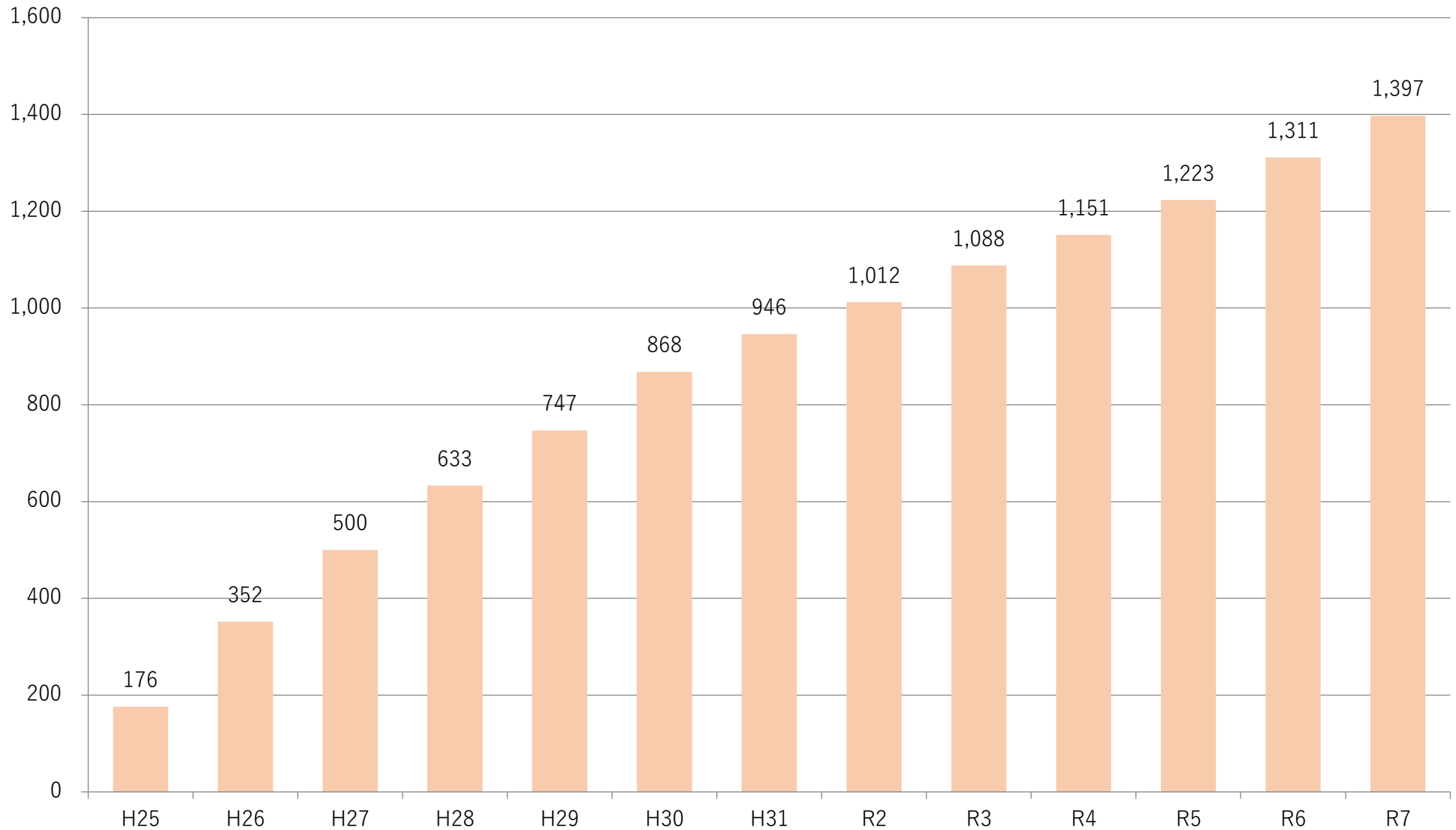
（注2）「算定率（事業所ベース）」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

（注3）色分けは、「算定率（事業所ベース）」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護保険総合データベースの任意集計（令和7年11月審査分（令和7年10月サービス提供））より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の請求事業所数

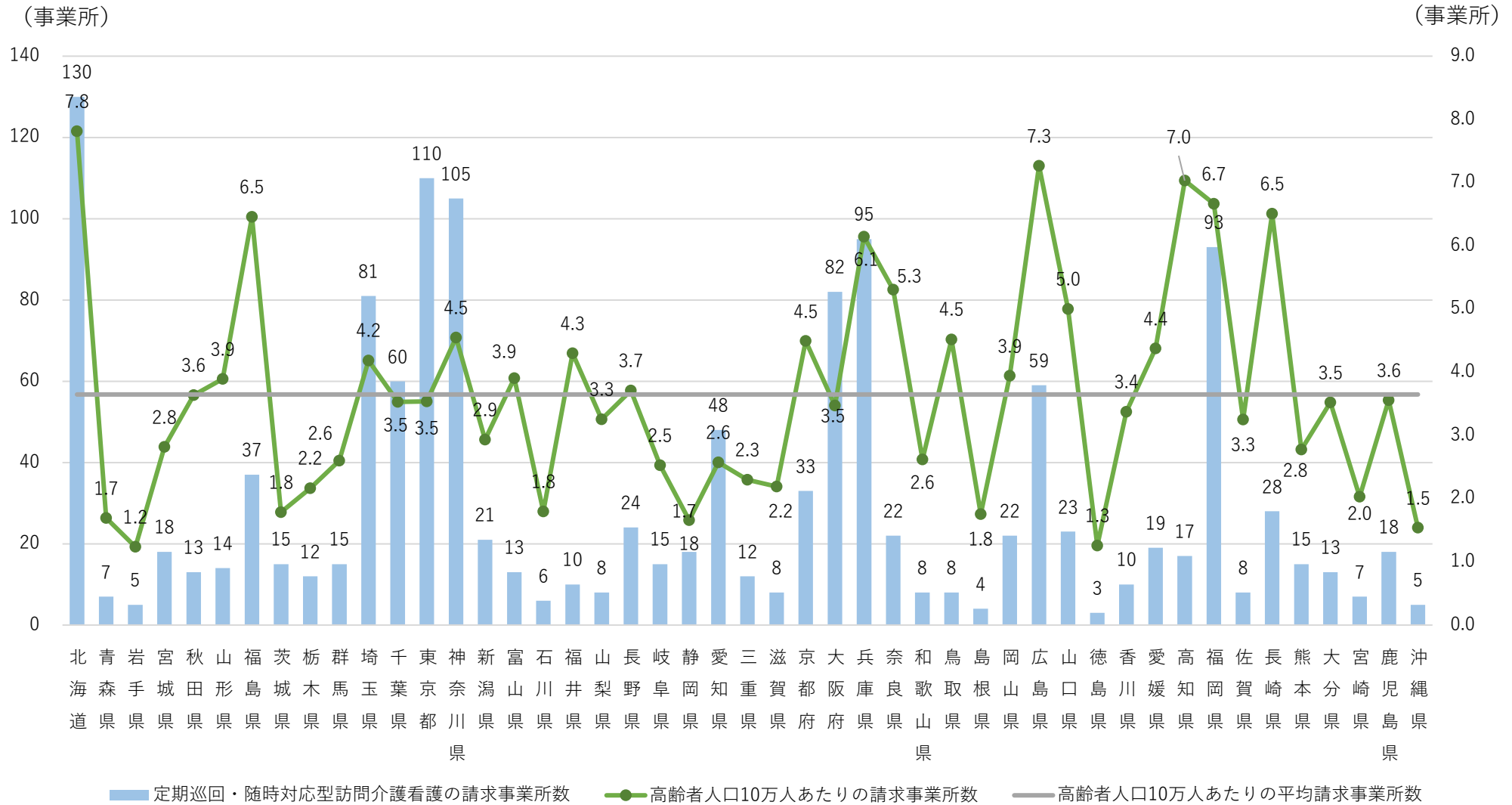
(事業所)



(注) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

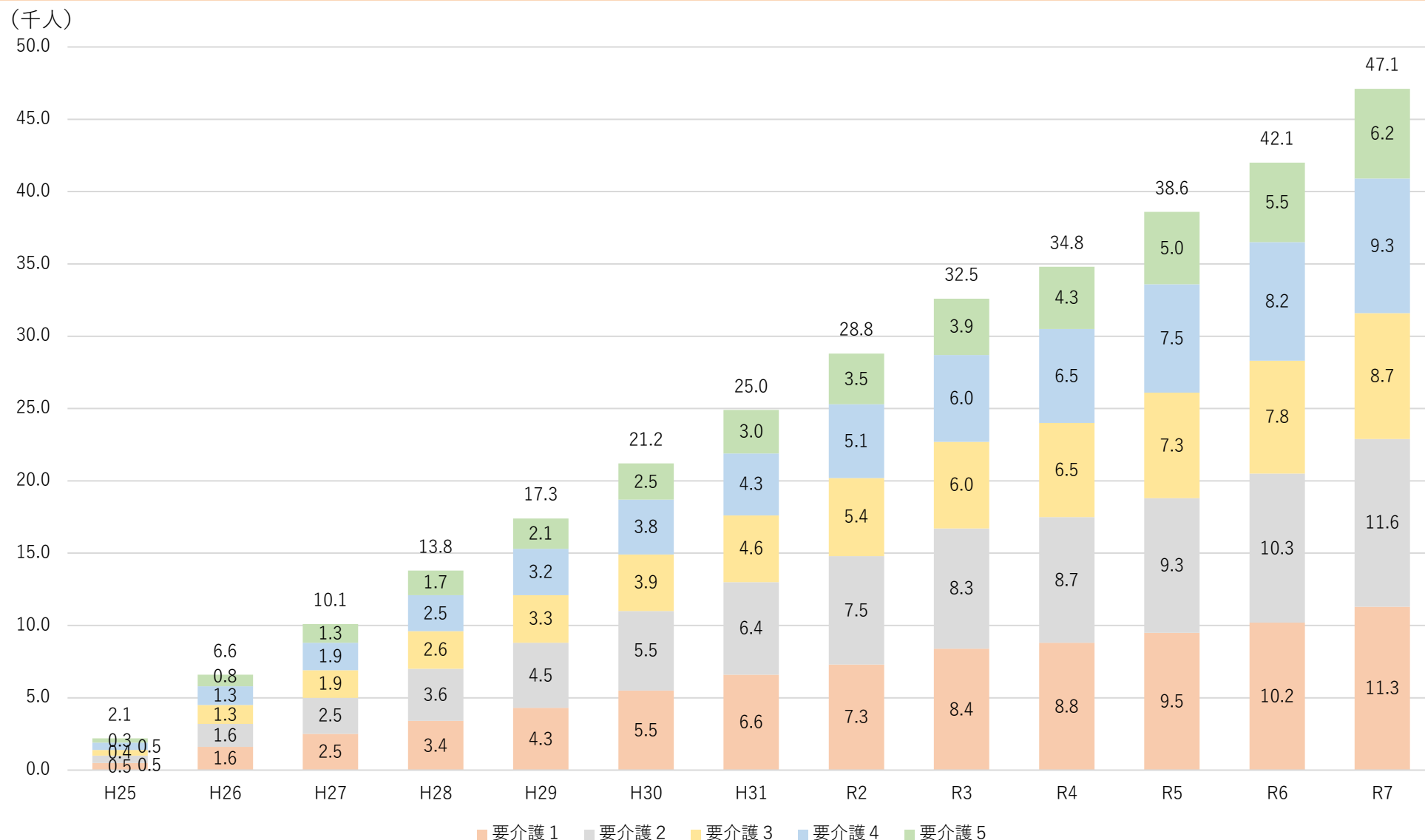
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の請求事業所数（都道府県別）



(注) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】 令和6年度介護給付費等実態統計報告（令和7年4月審査分）及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和7年）」より
老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の受給者数

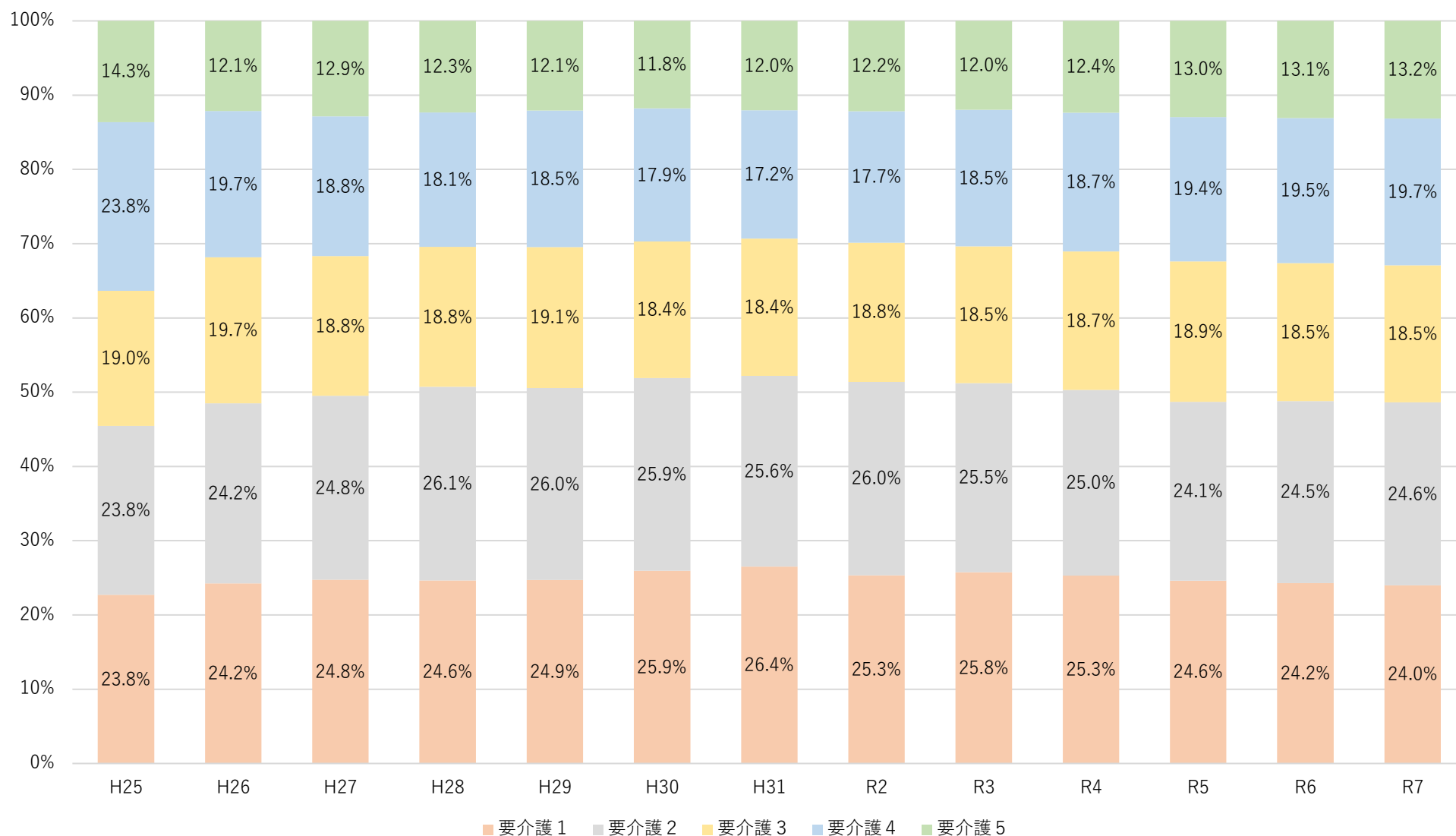


(注1) 総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

(注2) 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護課にて作成

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の要介護度別受給者割合

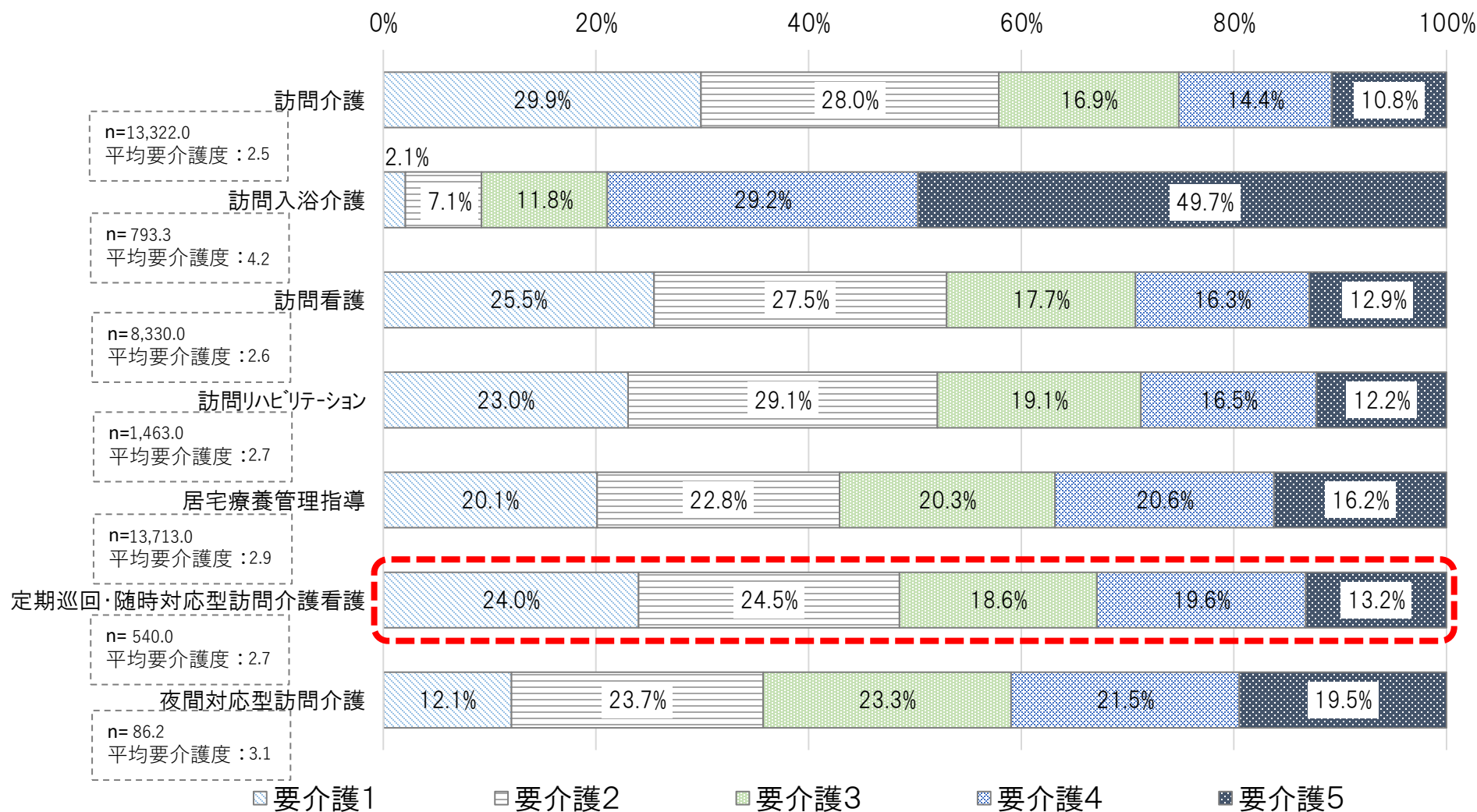


(注1) 総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

(注2) 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護課にて作成

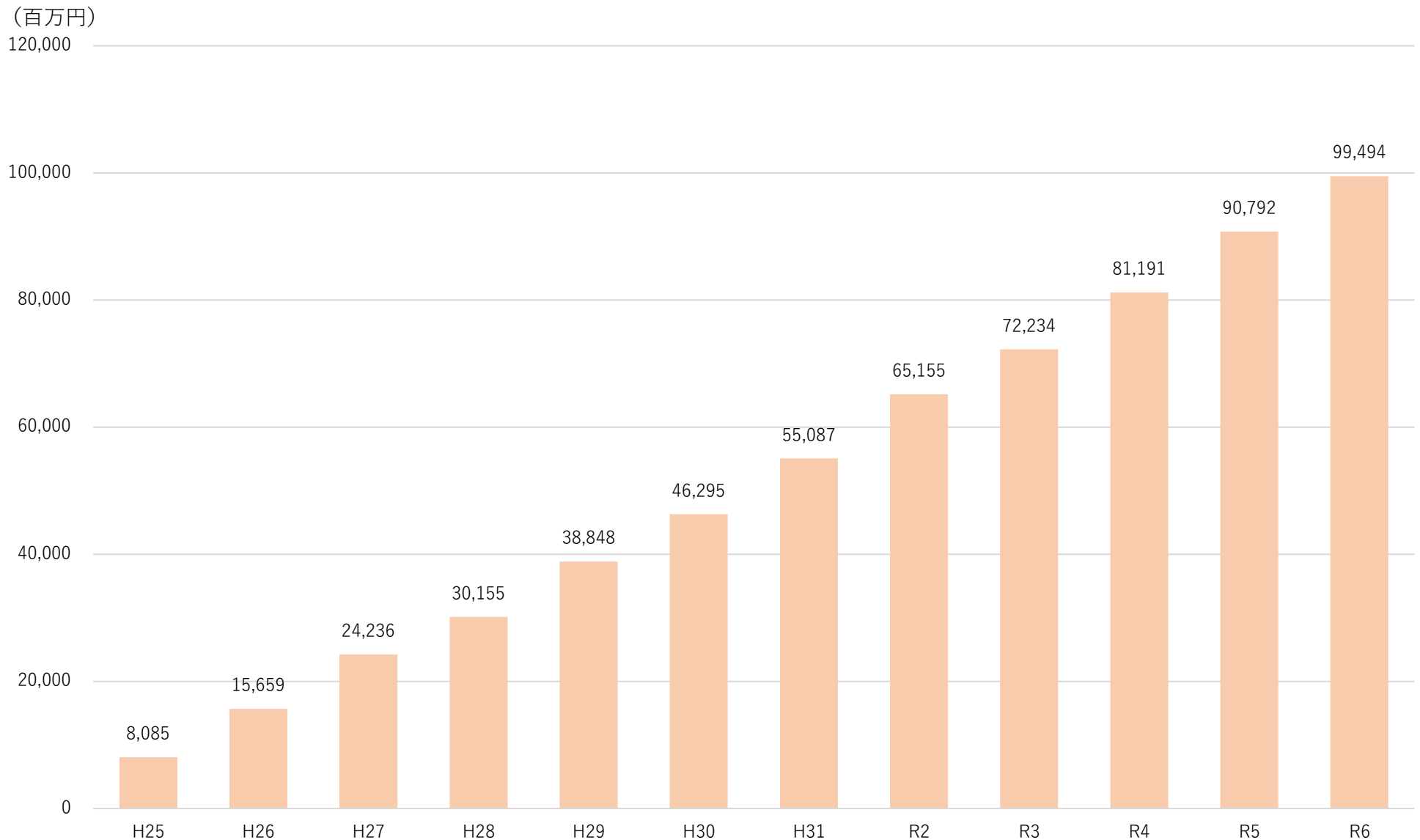
訪問系サービスの要介護度割合



(注) 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

【出典】 令和6年度介護給付費等実態統計報告（令和7年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の費用額

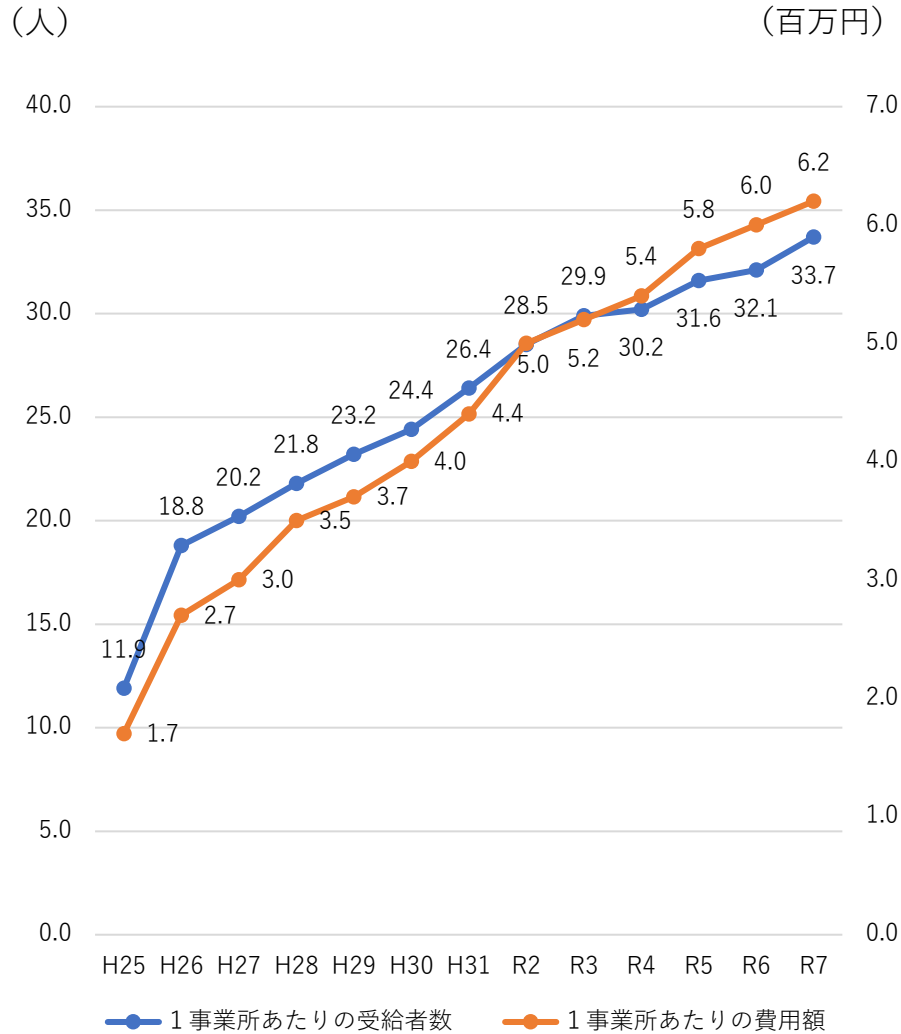


(注) 費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額（公費の本人負担額）の合計額。

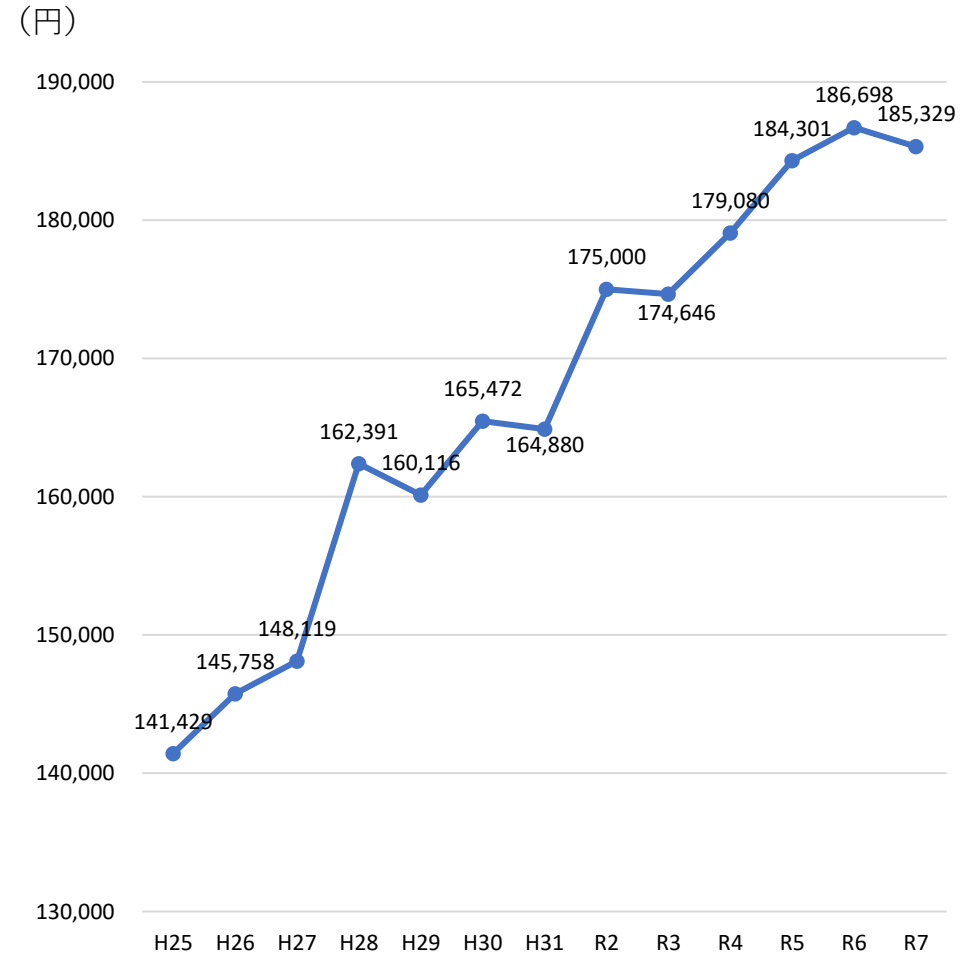
【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）報告（各年5月審査分～翌年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の受給者数・費用額

【 1 事業所 1 月あたりの受給者数・費用額】



【 1 人 1 月あたりの費用額】

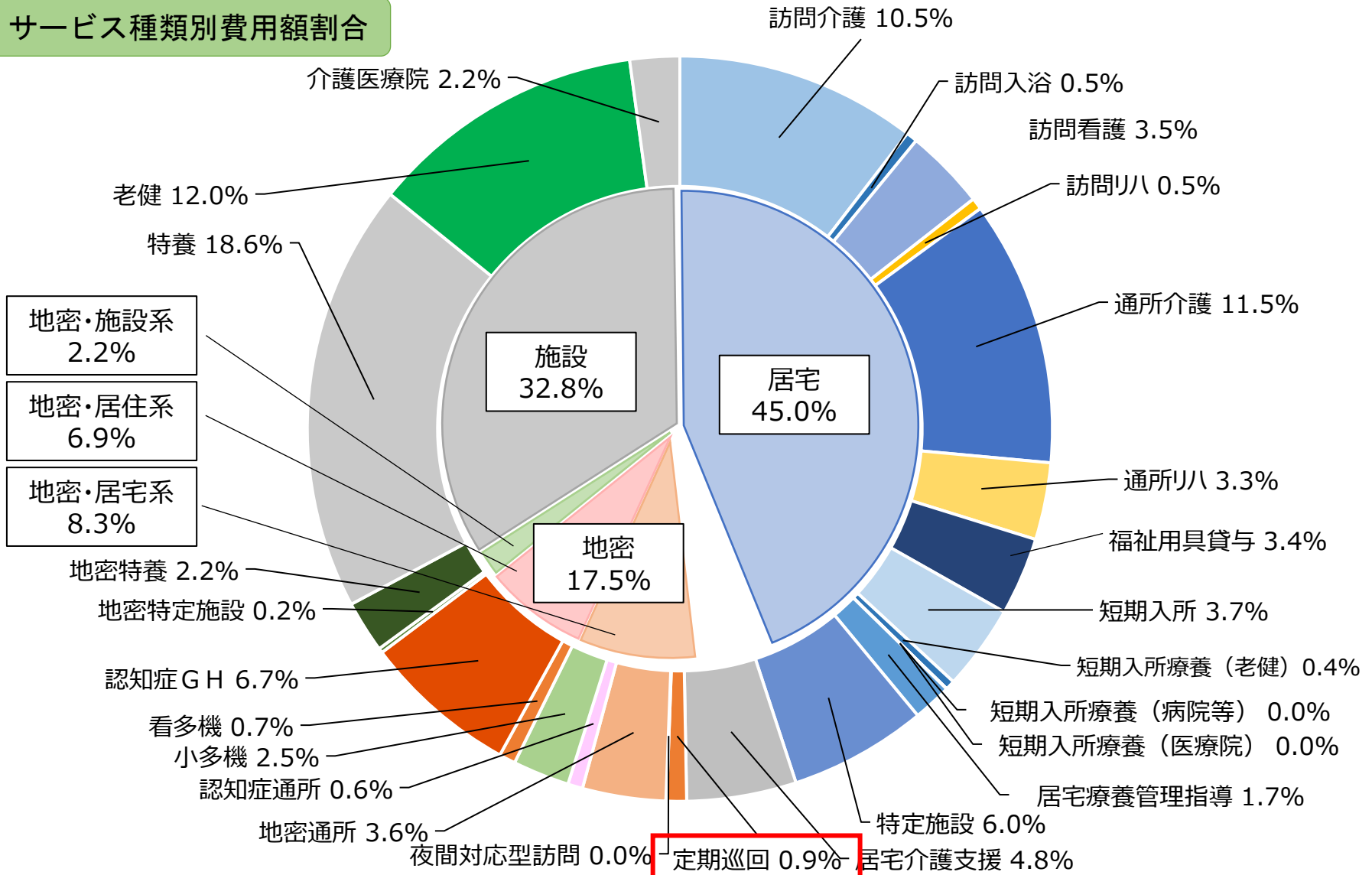


(注) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年 4 月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳（令和6年度） 割合

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳（令和6年度） 金額

		費用額（百万円）	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,214,189	35,497
	訪問入浴介護	56,351	1,584
	訪問看護	406,433	16,874
	訪問リハビリテーション	58,679	5,680
	通所介護	1,338,790	24,526
	通所リハビリテーション	388,205	7,769
	福祉用具貸与	392,621	7,124
	短期入所生活介護	429,887	10,801
	短期入所療養介護	49,110	3,584
	居宅療養管理指導	194,391	51,184
	特定施設入居者生活介護	694,137	6,251
	計	5,222,793	170,874
居宅介護支援		552,298	35,943
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	99,494	1,397
	夜間対応型訪問介護	3,920	184
	地域密着型通所介護	419,623	18,130
	認知症対応型通所介護	74,878	2,716
	小規模多機能型居宅介護	285,704	5,647
	看護小規模多機能型居宅介護	82,466	1,278
	認知症対応型共同生活介護	781,071	14,492
	地域密着型特定施設入居者生活介護	23,366	385
	地域密着型介護老人福祉施設	260,677	2,559
	計	2,031,198	46,788
施設	介護老人福祉施設	2,165,097	8,540
	介護老人保健施設	1,395,754	4,137
	介護医療院	250,669	918
	計	3,811,520	13,595
合計		11,617,809	267,200

【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注4）端数処理等の関係で、合計が一致しない場合がある。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））、請求事業所数は、令和7年4月審査分である。

（注5）請求事業所数は延べ数である。

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の経営状況

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は13.4%となっている。

■ 地域密着型サービスにおける平均収支差率

サービスの種類	令和5年度実態調査	令和7年度概況調査	
	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11.0% <11.2%> (10.7%)	14.6% <14.8%> (13.7%)	13.4% <13.4%> (12.9%)
夜間対応型訪問介護 ※	9.9% <10.0%> (9.1%)	15.2% <15.9%> (15.0%)	12.8% <12.9%> (12.2%)
地域密着型通所介護	3.6% <3.9%> (3.7%)	5.8% <6.2%> (5.8%)	6.3% <6.6%> (6.2%)
認知症対応型通所介護	4.3% <4.7%> (4.5%)	6.6% <7.0%> (6.7%)	5.3% <5.5%> (5.2%)
小規模多機能型居宅介護	3.5% <3.9%> (3.6%)	5.2% <5.5%> (5.2%)	6.0% <6.2%> (5.9%)
認知症対応型共同生活介護	3.5% <3.9%> (3.6%)	4.5% <5.1%> (4.7%)	4.9% <5.1%> (4.8%)
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.9% <2.4%> (1.8%)	0.5% <0.9%> (0.5%)	0.4% <0.5%> (0.1%)
地域密着型介護老人福祉施設	▲1.1% <▲0.4%> (▲0.4%)	1.9% <2.3%> (2.3%)	2.2% <2.3%> (2.3%)
看護小規模多機能型居宅介護	4.5% <4.7%> (4.2%)	5.0% <5.3%> (4.9%)	6.5% <6.7%> (6.3%)

※「夜間対応型訪問介護」は、サンプルサイズが少ないことにより集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

（注1）上段（括弧無し）は「税引前収支差率（物価高騰対策関連補助金を含まない）」、中段（山括弧）は「税引前収支差率（物価高騰対策関連補助金を含む）」、下段（丸括弧）は「税引後収支差率」である。

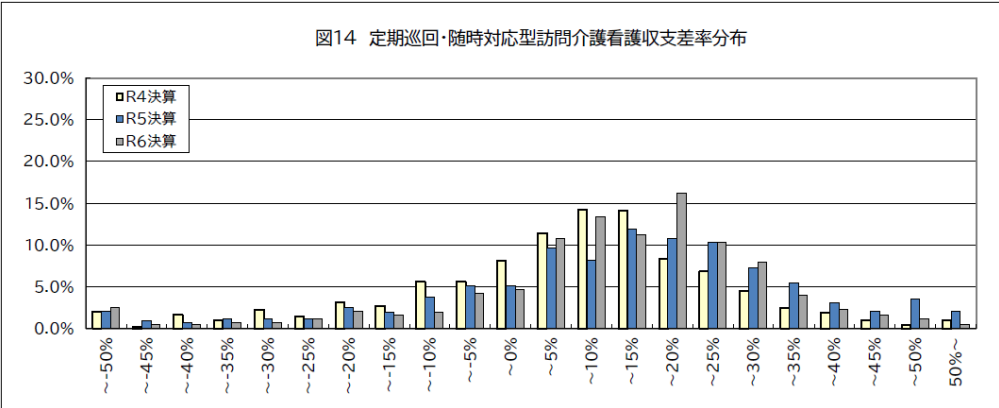
（注2）令和4年度決算の中段（山括弧）の収支差率には、物価高騰対策関連補助金に加え、コロナ関連補助金も含まれている。

【出典】令和5年度介護事業経営実態調査結果及び令和7年度介護事業経営概況調査結果

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の収支差率等

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は13.4%（注）となっており、金額ベースでは82.5万円。（注）収支差率について全サービスの平均は4.7%。

令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）									
第14表 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1施設・事業所当たり収支額、収支等の科目（令和5年度決算・令和6年度決算）									
		令和4年度概況調査		令和5年度実態調査		令和7年度概況調査			
		令和3年度決算		令和4年度決算		令和5年度決算		令和6年度決算	
		千円/月		千円/月		千円/月		千円/月	
I	介護事業収益	(1)介護料収入	5,668	5,144	5,920	6,070			
2		(2)保険外の利用料による収入	31	48	61	62			
3		(3)補助金収入	3	42	34	47			
4		(物価関連の補助金収入を除く)							
5		うち介護職員処遇改善支援補助金収入	-	38	30	43			
6		(4)介護報酬差定減	△1	△1	△5	△11			
7		小計	5,701	5,233	6,010	6,168			
8	II 介護事業費用	(1)給与費	4,479	3,846	4,374	4,544	73.6%		
9		(2)減価償却費	48	50	41	45	0.7%		
10		(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	△7	△9	△5	△4			
11		(4)その他	458	597	522	539	8.7%		
12		うち委託費	42	68	59	55	0.9%		
13		小計	4,978	4,483	4,932	5,125			
14	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	2	6	14	7			
15	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	8	11	18	18			
16	V 特別利益	(1)本部費繰入	-	26	26	43			
17	VI 特別損失	(1)本部費繰入	254	171	195	207			
18	収入 ①＝I＋III		5,703	5,240	6,024	6,175			
19	支出 ②＝II＋IV＋VI		5,240	4,665	5,145	5,350			
20	差引 ③＝①－②		463	575	879	825	13.4%		
21	イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入		6	9	-	-			
22	うち施設内療養に関する補助金収入		-	-	-	-			
23	ロ 物価高騰対策関連の補助金収入		-	2	12	6			
24	イ・ロの補助金収入計		6	12	12	6			
25	イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'		469	586	891	831	13.4%		
26	法人税等		25	25	63	35	0.6%		
27	法人税等差引 ④＝③'－法人税等		444	561	828	796	12.9%		
28	有効回答数		389	483	427	427			
注：1）各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。									
2）各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。									
3）「介護事業費用」及び「差引 ③」の比率は「収入 ①」に対する割合である。									
4）「イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'」、「法人税等」及び「法人税等差引 ④」の比率は、「収入 ①」＋「イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入」＋「ロ 物価高騰対策関連の補助金収入」に対する割合である。									
28	実利用者数		32.9人/月	30.0人/月		46.8人/月			
29	延べ訪問回数		2,857.7回/月	3,117.4回/月		3,335.3回/月			
30	常勤換算職員数(常勤率)		13.4人/月 73.2%	10.1人/月 79.0%		11.6人/月 80.3%			
31	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)		12.5人/月 72.2%	9.1人/月 77.9%		10.5人/月 79.3%			
32	常勤換算1人当たり給与								
33	看護		428,700円/月	394,460円/月		461,297円/月			
34	常勤		375,074円/月	389,900円/月		391,785円/月			
35	介護福祉士		357,260円/月	374,264円/月		383,053円/月			
36	介護職員		343,788円/月	356,978円/月		372,060円/月			
37	非常勤		386,814円/月	364,396円/月		393,264円/月			
38	看護		331,874円/月	313,828円/月		328,572円/月			
39	介護福祉士		320,715円/月	324,607円/月		352,502円/月			
40	介護職員		300,995円/月	287,089円/月		327,376円/月			
実利用者1人当たり収入									
41	イ・ロの補助金収入を除く		173,113円/月	174,787円/月		132,011円/月			
42	イ・ロの補助金収入を含む		173,289円/月	175,172円/月		132,134円/月			
43	実利用者1人当たり支出		159,066円/月	155,620円/月		114,369円/月			
44	常勤換算職員1人当たり給与		342,821円/月	354,032円/月		376,637円/月			
45	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与		336,944円/月	345,836円/月		370,331円/月			
46	常勤換算職員1人当たり実利用者数		2.5人/月	3.0人/月		4.0人/月			
47	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり実利用者数		2.6人/月	3.3人/月		4.5人/月			



収支差率	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
税引前収支差率（物価対策関連補助金を含まない）	8.1%	11.0%	14.6%	13.4%
税引前収支差率（物価対策関連補助金を含む）	8.2%	11.2%	14.8%	13.4%
税引後収支差率（物価対策関連補助金を含む）	7.8%	10.7%	13.7%	12.9%

【出典】厚生労働省「令和7年度介護事業経営概況調査」

第9期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

	令和5(2023)年度 実績値 ※1		令和8(2026)年度 推計値 ※2		令和22(2040)年度 推計値 ※2	
○ 介護サービス量						
在宅介護	381 万人		407 万人	(7%増)	465 万人	(22%増)
うちホームヘルプ	121 万人		131 万人	(8%増)	151 万人	(25%増)
うちデイサービス	222 万人		238 万人	(7%増)	273 万人	(23%増)
うちショートステイ	35 万人		37 万人	(4%増)	42 万人	(20%増)
うち訪問看護	74 万人		81 万人	(9%増)	94 万人	(27%増)
うち小規模多機能	11 万人		13 万人	(13%増)	14 万人	(28%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	3.9 万人		4.9 万人	(24%増)	5.7 万人	(46%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	2.1 万人		3.1 万人	(49%増)	3.6 万人	(76%増)
居住系サービス	49 万人		54 万人	(11%増)	63 万人	(28%増)
特定施設入居者生活介護	28 万人		31 万人	(12%増)	36 万人	(30%増)
認知症高齢者グループホーム	21 万人		23 万人	(9%増)	27 万人	(25%増)
介護施設	103 万人		108 万人	(5%増)	126 万人	(22%増)
特養	64 万人		67 万人	(5%増)	79 万人	(23%増)
老健	34 万人		35 万人	(2%増)	41 万人	(18%増)
介護医療院	4.5 万人		5.9 万人	(30%増)	6.7 万人	(48%増)
介護療養型医療施設	0.4 万人		－ 万人		－ 万人	

- ※1) 2023年度の数値は介護保険事業状況報告(令和5年12月月報)による数値で、令和5年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。
 在宅介護の総数は、同報告の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の受給者数の合計値。
 在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護、訪問リハ(予防給付を含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。
 デイサービスは通所介護、通所リハ(予防給付を含む。)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。
 ショートステイは短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。))の合計値。
 居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。
- ※2) 令和8(2026)年度、令和22(2040)年度の数値は、地域包括ケア「見える化」システムにおける推計値等を集計したもの。
 なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概況



2. 夜間対応型訪問介護の概況

3. 令和6年度介護報酬改定の内容

4. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

5. 現状と課題及び論点

夜間対応型訪問介護の概要

定義

○「夜間対応型訪問介護」とは、夜間において、定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護等の提供を行うものをいう。

経緯

○在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要であるとの考えから、平成18年4月に、夜間における「定期巡回」と「通報による随時対応」を合わせた「夜間対応型訪問介護」が創設された（夜間における訪問介護サービスの提供のみを想定したサービス類型）。

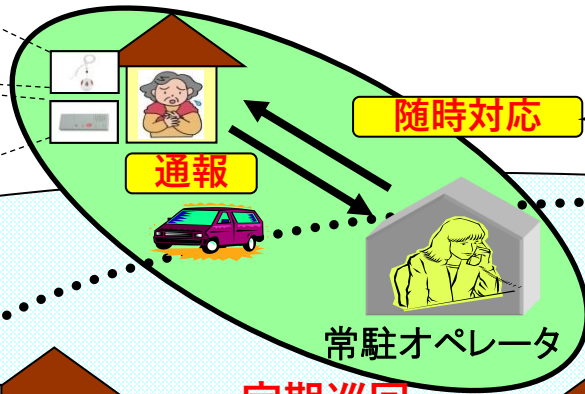
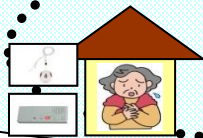
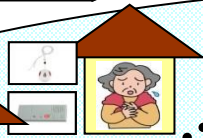
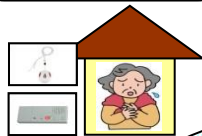
<夜間対応型訪問介護のイメージ図>

基本的には、利用対象者300人程度を想定

（人口規模にすれば20万程度
まずは都市部でのサービス実施を想定）

※ 夜間の訪問介護のみを実施するサービス類型であり、日中の訪問介護は含まれない。

利用者は
ケアコール
端末を持つ

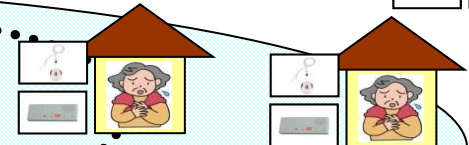
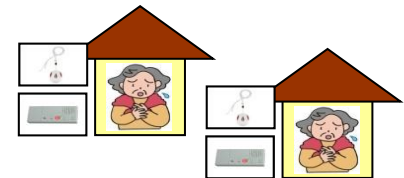


利用者からの通報により随時訪問を行う

定期巡回

定期巡回

定期巡回を利用する人もいます



夜間対応型訪問介護の基準

職種		資格等	必要な員数等
人員基準	訪問介護員等 (注1)	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	- 必要な数以上 - オペレーターと兼務可能
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	- 提供時間帯を通じて1以上 - 定期巡回サービス、オペレーター及び同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務に従事することができる - 随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。
	オペレーター (※1)		- 提供時間帯を通じて1以上 - 当該事業所の他職種及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務への従事可能 - 併設施設等（短期入所生活（療養）介護、（地域密着型）特定施設、（地域密着型）特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能）の職務に従事可 - 利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。
	オペレーションセンター (注4)		通常の実業の実施地域内に1か所以上設置（設置しなくても可）
	面接相談員		1以上（オペレーター又は訪問介護員等との兼務可）
	管理者		常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）
運営基準	計画の作成		オペレーター又は面接相談員が作成
	事業の委託		他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、定期巡回・オペレーションセンター・随時訪問サービスを「一部委託」可能

(注1) 事業所に常駐する必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。なお、利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

(注2) 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

(注3) オペレーターの資格について、旧訪問介護員2級及び初任者研修修了者は3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者に限る

(注4) 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能。

夜間対応型訪問介護の報酬

指定夜間対応型訪問介護のイメージ（1月あたり）

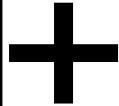
※ 加算・減算は主なものを記載

基本サービス費

- ①夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）【定額＋出来高報酬】
- ②夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）【包括報酬】

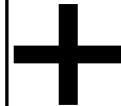
①オペレーションセンター設置

オペレーション
サービスの利用
989単位/月



定期巡回サービス
372単位/回

随時サービス
（Ⅰ）567単位/回
※2人で訪問する場合は
（Ⅱ）764単位/回



②オペレーションセンター未設置

2,702単位/月

※設置していても事業者が選択可能

事業所の体制に対する加算・減算

市町村独自の要件
（上限300単位）

日中のオペレーション
サービスの実施
（610単位）

中山間地域等でのサービス提供（5%・10%・15%）

専門的な認知症ケアの実施（※）

- ① 3、4単位/日
- ② 90、120単位/月

介護福祉士等を一定割合以上配置＋研
修等の実施（※）

- ① 22、18、6単位/回
- ② 154、126、42単位/月

介護職員等処遇改善加算
（Ⅰ）426.7% □27.8%
（Ⅱ）424.6% □25.7%
（Ⅲ）20.4% （Ⅳ）16.7%

（注1）※印の加算については、以下のとおり算定する。

オペレーションセンター設置：①の単位数

オペレーションセンター未設置：②の単位数

①の場合、利用者宅への訪問（定期巡回又は随時訪問サービス）を行わない場合は算定不可

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上
にサービスを行う場合

- ・ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者
20人以上にサービスを行う場合（▲10%/回）
- ・ 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合
（▲15%/回）

高齢者虐待防止措置未実施
（▲1%）

業務継続計画未策定
（▲1%）

（注2）点線枠の加算減算は区分支給限度基準額の算定対象外

夜間対応型訪問介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位：千単位)	件数 (単位：千件)	算定率 (件数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
夜間対応型訪問介護	総数	31,155	59.0	100.0%	185	100.0%
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）（基本）	+ 989単位/月	6,094	13.9	23.6%	174	94.1%
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）（定期巡回）	+ 372単位/回	13,844	37.2	63.0%	126	68.1%
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）（随時訪問Ⅰ）	+ 567単位/回	1,310	2.3	3.9%	131	70.8%
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）（随時訪問Ⅱ）	+ 764単位/回	38	0.1	0.1%	11	5.9%
夜間対応型訪問介護（Ⅱ）	+ 2,702単位/月	258	0.1	0.2%	11	5.9%
24時間通報対応加算	+ 610単位/月	3,299	5.4	9.2%	144	77.8%
特別地域夜間対応型訪問介護加算	+ 15/100	0	0.0	0.0%	0	0.0%
中山間地域等における小規模事業所加算	+ 10/100	1	0.0	0.0%	1	0.5%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+ 5/100	0	0.0	0.0%	1	0.5%
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	+ 245/1000	3,716	4.6	7.8%	137	74.1%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	+ 224/1000	1,796	1.4	2.4%	39	21.1%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	+ 182/1000	80	0.2	0.3%	5	2.7%
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	+ 145/1000	17	0.1	0.1%	2	1.1%
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	+ 76/1000 ～221/1000	0	0.0	0.0%	0	0.0%
認知症専門ケア加算（Ⅰ） （夜間対応型訪問介護（Ⅰ）の場合）	+ 3単位/日	0	0.0	0.0%	0	0.0%
認知症専門ケア加算（Ⅰ） （夜間対応型訪問介護（Ⅱ）の場合）	+ 90単位/月	0	0.0	0.0%	1	0.5%
認知症専門ケア加算（Ⅱ） （夜間対応型訪問介護（Ⅰ）の場合）	+ 4単位/日	0	0.0	0.0%	0	0.0%
認知症専門ケア加算（Ⅱ） （夜間対応型訪問介護（Ⅱ）の場合）	+ 120単位/月	0	0.0	0.0%	0	0.0%

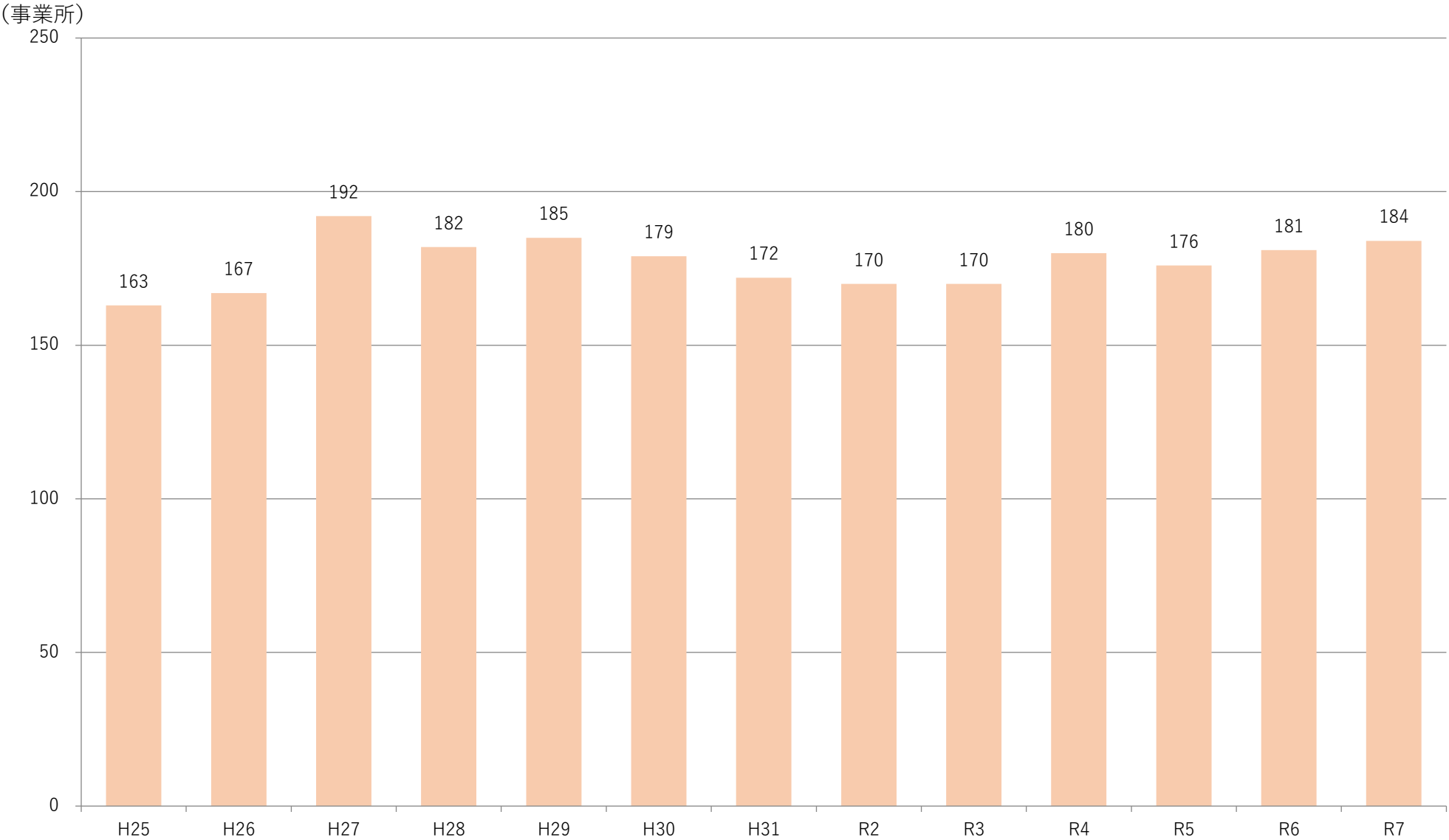
（注1）「算定率（件数ベース）」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。
（注2）「算定率（事業所ベース）」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。
（注3）色分けは、「算定率（事業所ベース）」において、70％以上の加算を緑色、3％以下の加算を赤色と機械的にしている。
【出典】介護保険総合データベースの任意集計（令和7年11月審査分（令和7年10月サービス提供））より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

夜間対応型訪問介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位：千単位)	件数 (単位：千件)	算定率 (件数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
夜間対応型訪問介護	総数	31,155	59.0	100.0%	185	100.0%
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （夜間対応型訪問介護（Ⅰ）の場合）	+22単位/回	277	12.6	21.3%	108	58.4%
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （夜間対応型訪問介護（Ⅱ）の場合）	+154単位/月	7	0.0	0.1%	4	2.2%
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （夜間対応型訪問介護（Ⅰ）の場合）	+18単位/回	345	19.1	32.4%	12	6.5%
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （夜間対応型訪問介護（Ⅱ）の場合）	+126単位/月	0	0.0	0.0%	1	0.5%
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （夜間対応型訪問介護（Ⅰ）の場合）	+6単位/回	18	3.0	5.1%	2	1.1%
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （夜間対応型訪問介護（Ⅱ）の場合）	+42単位/月	0	0.0	0.0%	0	0.0%
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）市町村独自加算	単位数は市町村 にて設定	55	0.5	0.8%	2	1.1%
夜間対応型訪問介護（Ⅱ）市町村独自加算	単位数は市町村 にて設定	0	0.0	0.0%	0	0.0%

（注1）「算定率（件数ベース）」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。
（注2）「算定率（事業所ベース）」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。
（注3）色分けは、「算定率（事業所ベース）」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。
【出典】介護保険総合データベースの任意集計（令和7年11月審査分（令和7年10月サービス提供））より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

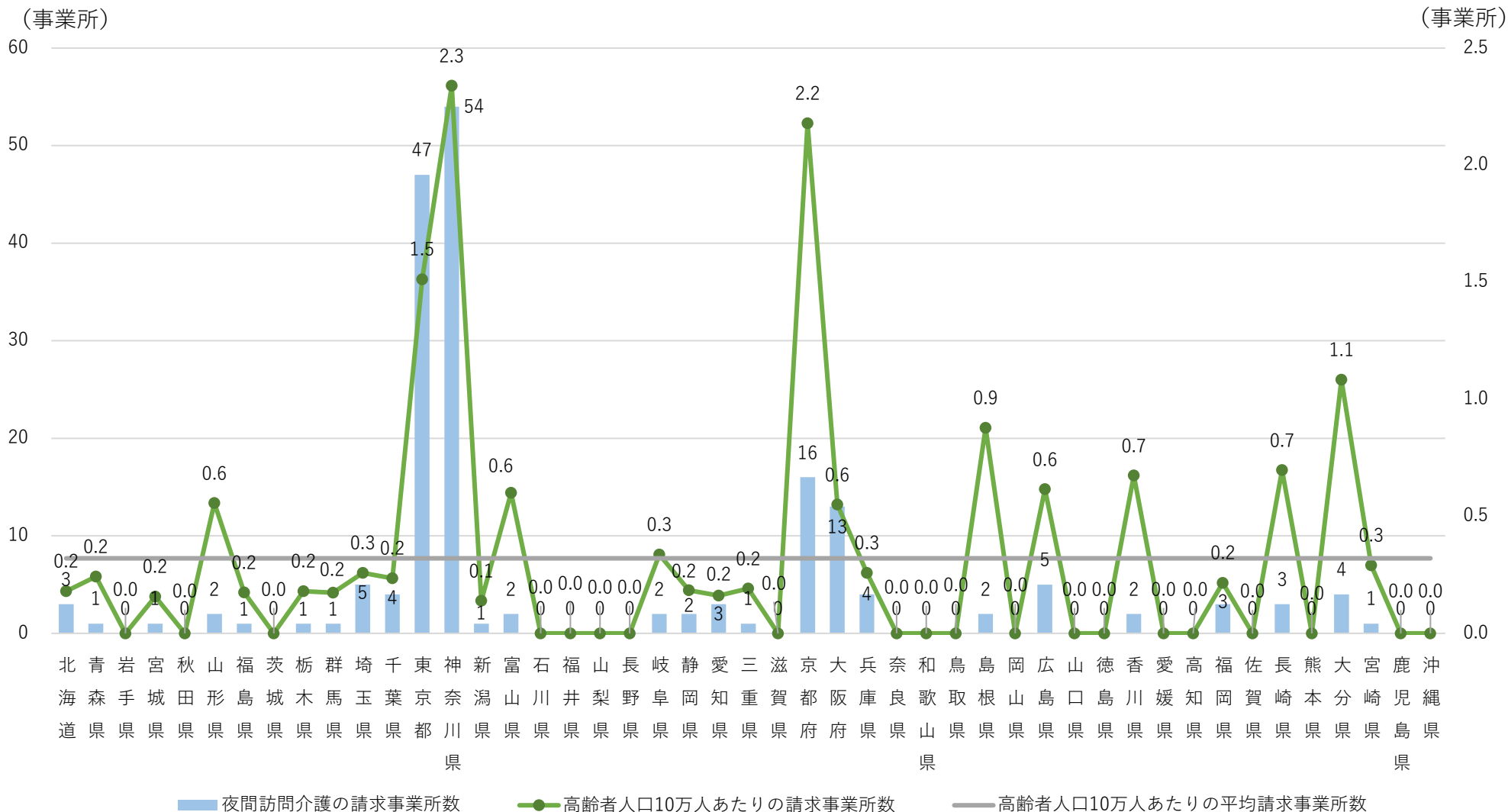
夜間対応型訪問介護の請求事業者数



(注) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】介護給付費等実態統計(旧：介護給付費等実態調査)(各年4月審査分)より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

夜間対応型訪問介護の請求事業所数(都道府県別)

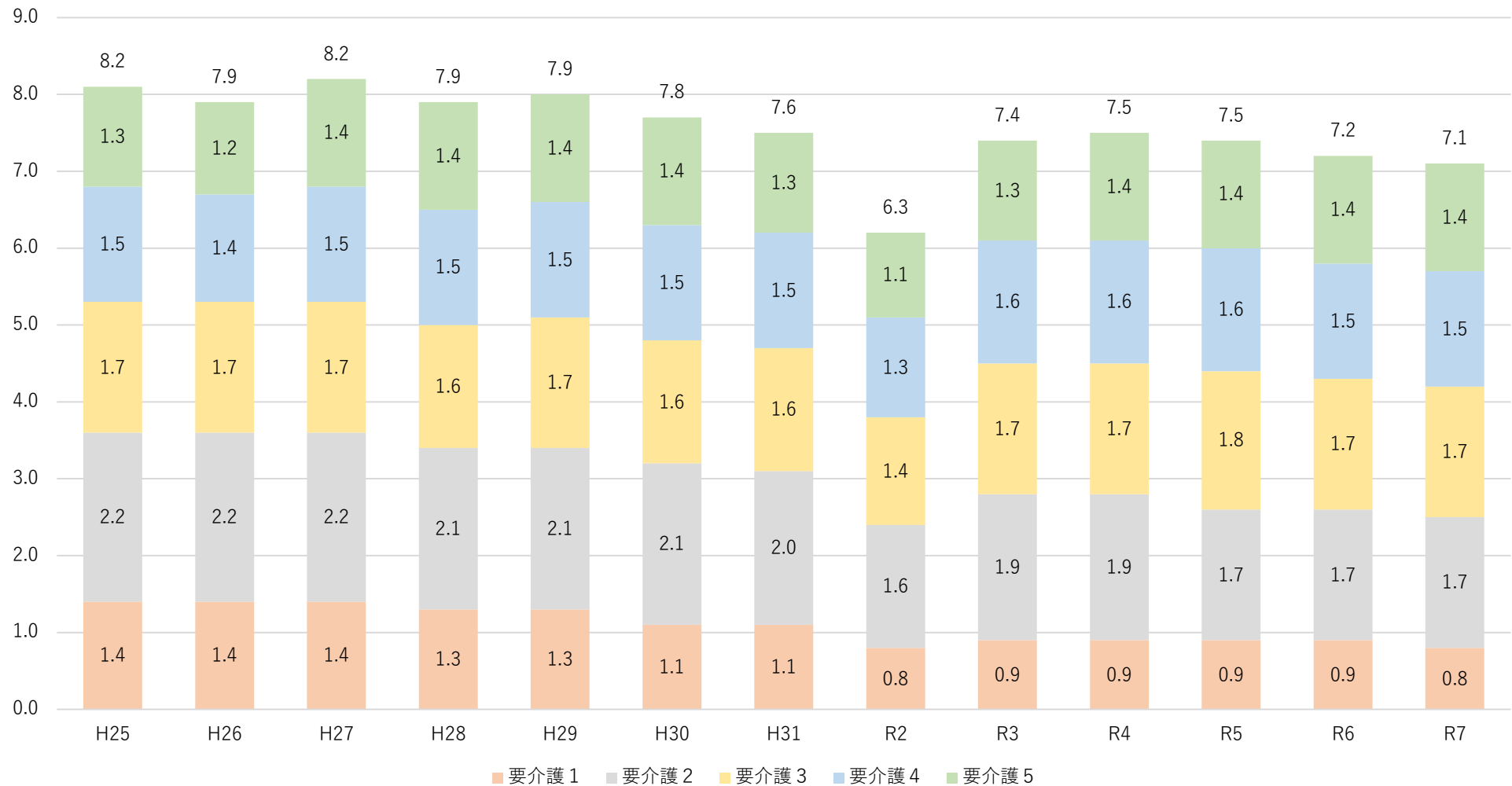


(注) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】令和6年度介護給付費等実態統計報告(令和7年4月審査分)及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(令和7年)」より
老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

夜間対応型訪問介護の受給者数

(千人)
10.0



(注1) 総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

(注2) 経過的要介護は含まない。

(注3) 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

【出典】介護給付費等実態統計(旧：介護給付費等実態調査)(各年4月審査分)より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

夜間対応型訪問介護の要介護度別受給者割合



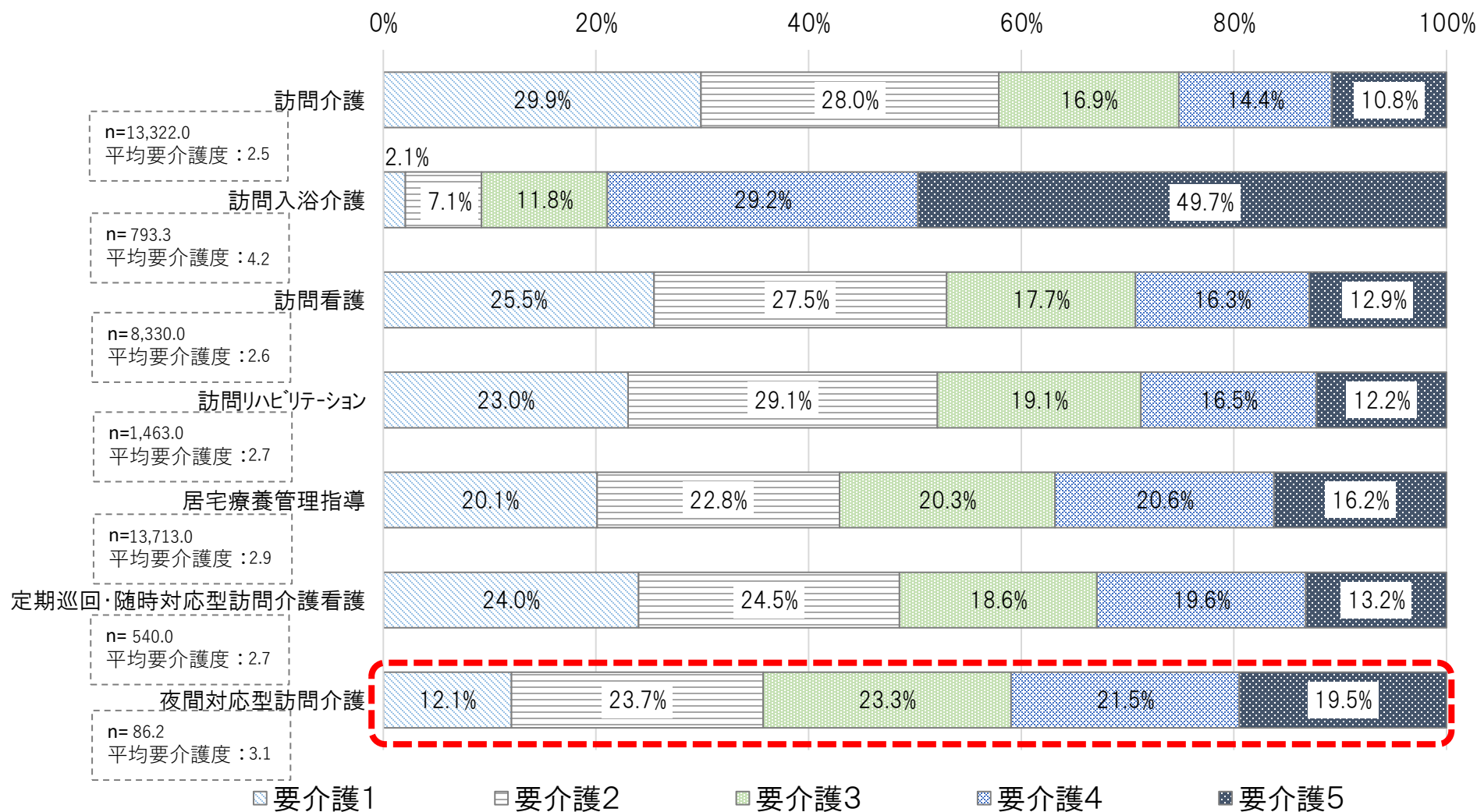
(注1) 総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

(注2) 経過的要介護は含まない。

(注3) 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

【出典】介護給付費等実態統計(旧：介護給付費等実態調査)(各年4月審査分)より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

訪問系サービスの要介護度割合

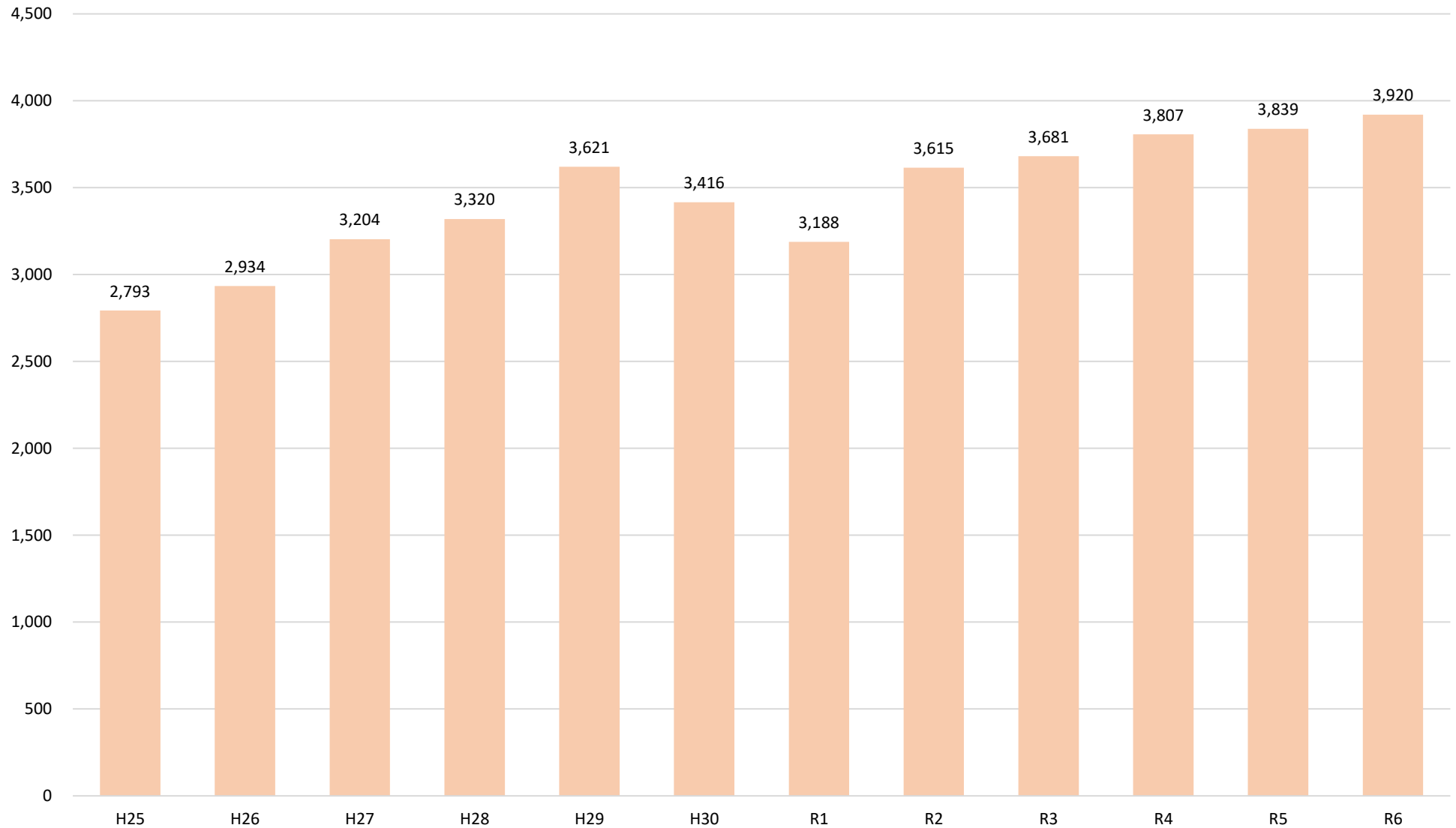


(注) 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

【出典】 令和6年度介護給付費等実態統計報告（令和7年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

夜間対応型訪問介護の費用額

(百万円)

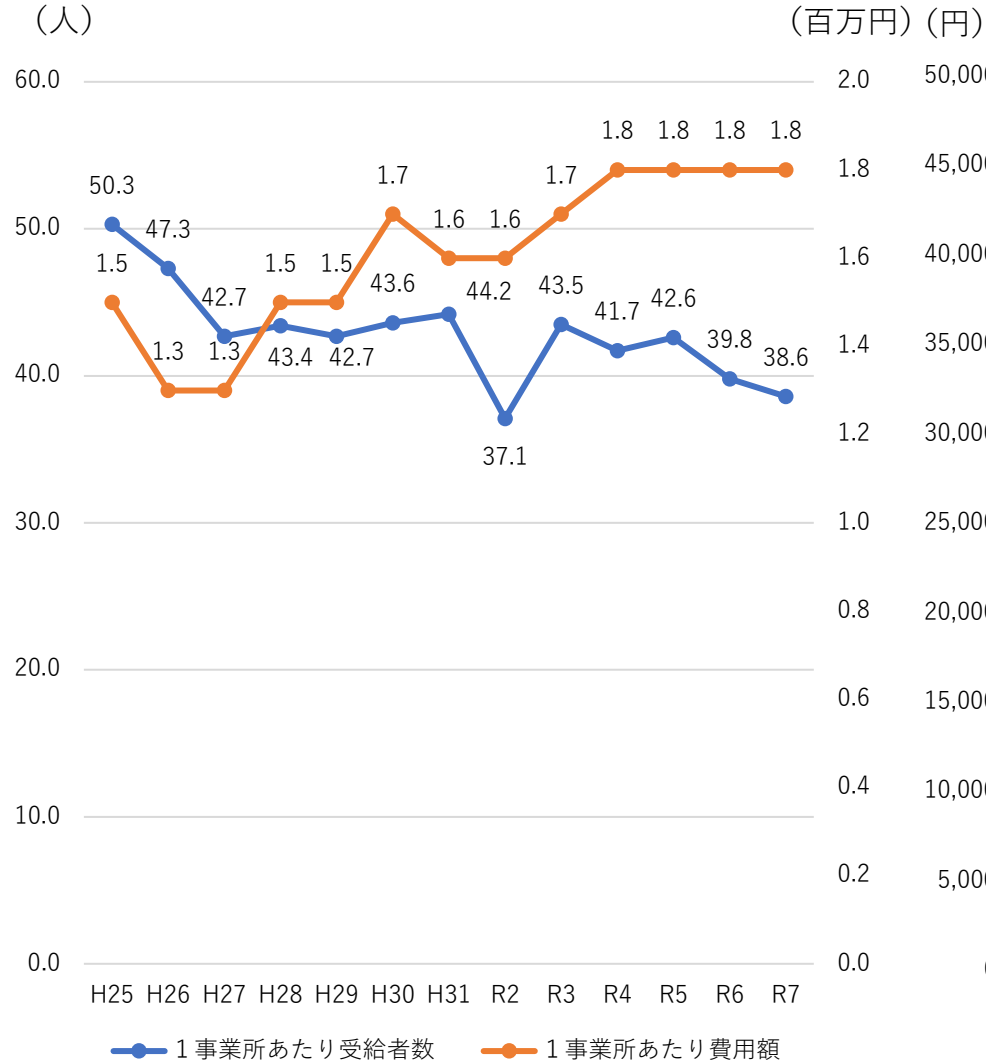


(注) 費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額（公費の本人負担額）の合計額。

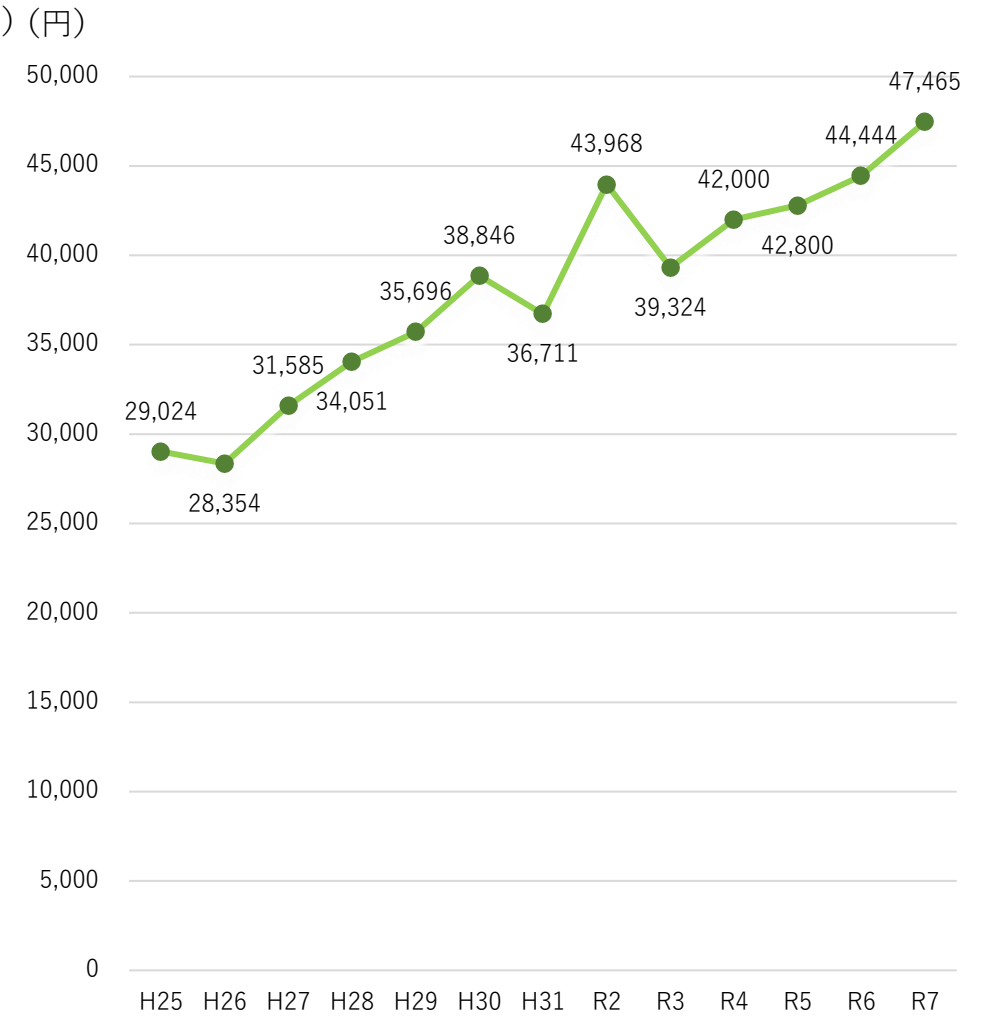
【出典】介護給付費等実態統計(旧：介護給付費等実態調査)(各年4月審査分)より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

夜間対応型訪問介護の概要

【 1 事業所 1 月あたりの受給者数・費用額】



【 1 人 1 月あたりの費用額】

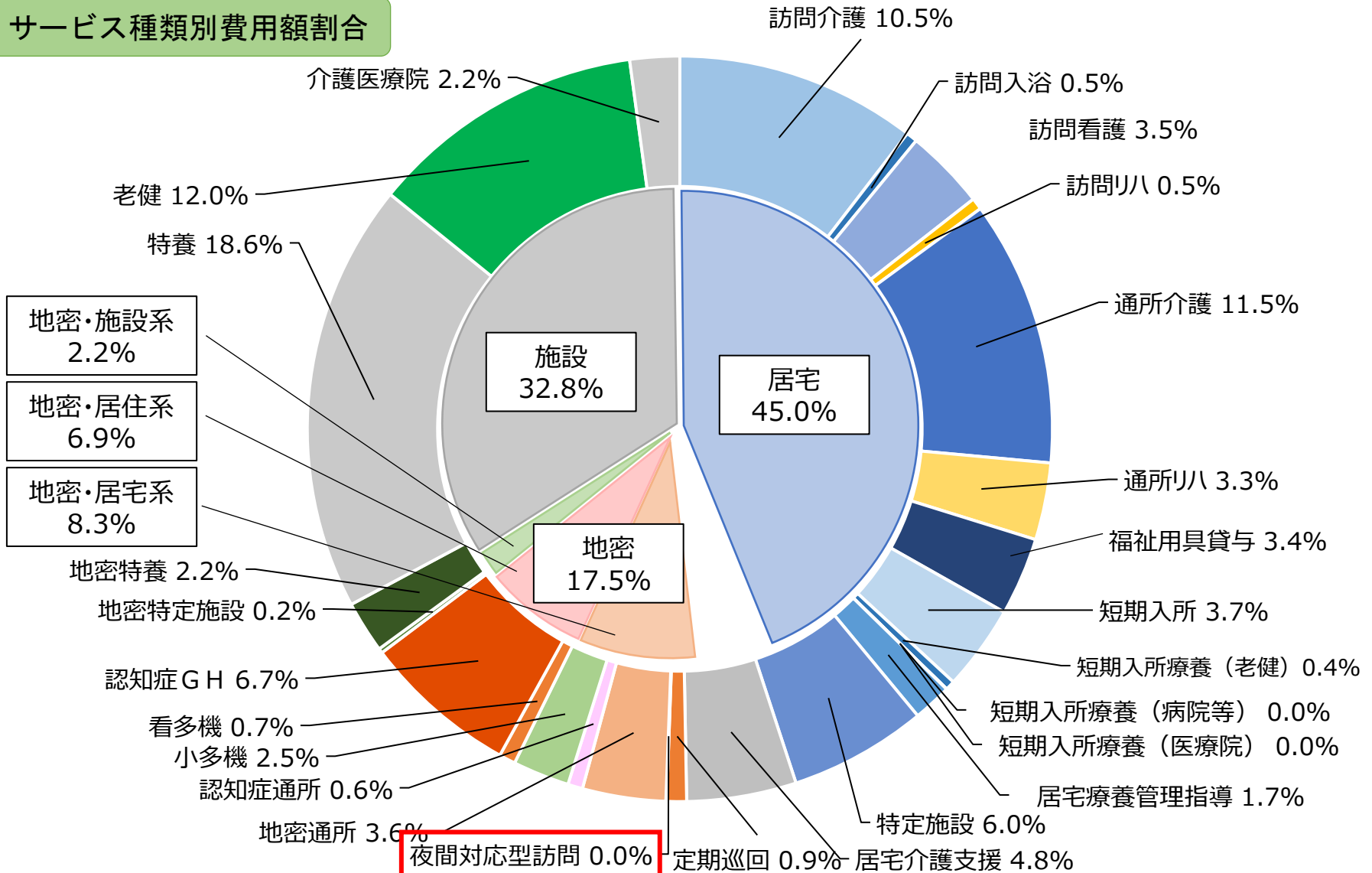


(注) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】介護給付費等実態統計(旧：介護給付費等実態調査)(各年4月審査分)より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳（令和6年度） 割合

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳（令和6年度） 金額

		費用額（百万円）	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,214,189	35,497
	訪問入浴介護	56,351	1,584
	訪問看護	406,433	16,874
	訪問リハビリテーション	58,679	5,680
	通所介護	1,338,790	24,526
	通所リハビリテーション	388,205	7,769
	福祉用具貸与	392,621	7,124
	短期入所生活介護	429,887	10,801
	短期入所療養介護	49,110	3,584
	居宅療養管理指導	194,391	51,184
	特定施設入居者生活介護	694,137	6,251
	計	5,222,793	170,874
居宅介護支援		552,298	35,943
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	99,494	1,397
	夜間対応型訪問介護	3,920	184
	地域密着型通所介護	419,623	18,130
	認知症対応型通所介護	74,878	2,716
	小規模多機能型居宅介護	285,704	5,647
	看護小規模多機能型居宅介護	82,466	1,278
	認知症対応型共同生活介護	781,071	14,492
	地域密着型特定施設入居者生活介護	23,366	385
	地域密着型介護老人福祉施設	260,677	2,559
	計	2,031,198	46,788
施設	介護老人福祉施設	2,165,097	8,540
	介護老人保健施設	1,395,754	4,137
	介護医療院	250,669	918
	計	3,811,520	13,595
合計		11,617,809	267,200

【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。（注5）請求事業所数は延べ数である。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））、請求事業所数は、令和7年4月審査分である。

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

（注4）端数処理等の関係で、合計が一致しない場合がある。

夜間対応型訪問介護の経営状況

○夜間対応型訪問介護の収支差率（令和 6 年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は12.8%となっている。

■ 地域密着型サービスにおける平均収支差率

サービスの種類	令和 5 年度実態調査	令和 7 年度概況調査	
	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11.0% <11.2%> (10.7%)	14.6% <14.8%> (13.7%)	13.4% <13.4%> (12.9%)
夜間対応型訪問介護 ※	9.9% <10.0%> (9.1%)	15.2% <15.9%> (15.0%)	12.8% <12.9%> (12.2%)
地域密着型通所介護	3.6% <3.9%> (3.7%)	5.8% <6.2%> (5.8%)	6.3% <6.6%> (6.2%)
認知症対応型通所介護	4.3% <4.7%> (4.5%)	6.6% <7.0%> (6.7%)	5.3% <5.5%> (5.2%)
小規模多機能型居宅介護	3.5% <3.9%> (3.6%)	5.2% <5.5%> (5.2%)	6.0% <6.2%> (5.9%)
認知症対応型共同生活介護	3.5% <3.9%> (3.6%)	4.5% <5.1%> (4.7%)	4.9% <5.1%> (4.8%)
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.9% <2.4%> (1.8%)	0.5% <0.9%> (0.5%)	0.4% <0.5%> (0.1%)
地域密着型介護老人福祉施設	▲1.1% <▲0.4%> (▲0.4%)	1.9% <2.3%> (2.3%)	2.2% <2.3%> (2.3%)
看護小規模多機能型居宅介護	4.5% <4.7%> (4.2%)	5.0% <5.3%> (4.9%)	6.5% <6.7%> (6.3%)

※「夜間対応型訪問介護」は、サンプルサイズが少ないことにより集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。
(注 1) 上段（括弧無し）は「税引前収支差率（物価高騰対策関連補助金を含まない）」、中段（山括弧）は「税引前収支差率（物価高騰対策関連補助金を含む）」、下段（丸括弧）は「税引後収支差率」である。
(注 2) 令和 4 年度決算の中段（山括弧）の収支差率には、物価高騰対策関連補助金に加え、コロナ関連補助金も含まれている。
【出典】令和 5 年度介護事業経営実態調査結果及び令和 7 年度介護事業経営概況調査結果

夜間対応型訪問介護の収支差率等

○夜間対応型訪問介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は12.8%（※）となっており、金額ベースでは21.3万円。※収支差率について全サービスの平均は4.7%。

令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）
第15表 夜間対応型訪問介護 1施設・事業所当たり収支額、収支等の科目（令和5年度決算・令和6年度決算）

		令和4年度概況調査		令和5年度実態調査		令和7年度概況調査	
		令和3年度決算		令和4年度決算		令和5年度決算	
		千円/月		千円/月		千円/月	
I 介護事業収益	(1)介護料収入	1,947		2,109		1,663	
	(2)保険外の利用料による収入	7		20		17	
	(3)補助金収入	8		10		1	
	(物価関連の補助金収入を除く)						
	うち介護職員処遇改善補助金収入	-		10		1	
	(4)介護報酬査定減	△0		△0		△2	
小計		1,961		2,140		1,679	
II 介護事業費用	(1)給与費	1,503	76.6%	1,342	62.7%	1,209	72.0%
	(2)減価償却費	12	0.6%	13	0.6%	6	0.4%
	(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	△1		△1		△0	
	(4)その他	238	12.1%	402	18.8%	124	7.4%
	うち委託費	21	1.1%	20	0.9%	7	0.4%
	小計	1,753		1,756		1,338	
III 介護事業外収益		(1)借入金補助金収入		(1)借入金利息		(1)本部費繰入	
IV 介護事業外費用		(1)借入金利息		(1)本部費繰入		(1)本部費繰入	
V 特別利益		(1)本部費繰入		(1)本部費繰入		(1)本部費繰入	
VI 特別損失		(1)本部費繰入		(1)本部費繰入		(1)本部費繰入	
収入 ①＝I＋III		1,964		2,141		1,680	
支出 ②＝II＋IV＋VI		1,890		1,928		1,424	
差引 ③＝①－②		74	3.8%	213	9.9%	256	15.2%
イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入		2		0		-	
うち施設内療養に関する補助金収入		-		-		-	
ロ 物価高騰対策関連の補助金収入		-		2		13	
イ・ロの補助金収入計		2		2		13	
イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'		75	3.8%	215	10.0%	268	15.9%
法人税等		11	0.5%	21	1.0%	15	0.9%
法人税等差引 ④＝③'－法人税等		65	3.3%	194	9.1%	253	15.0%
有効回答数		70		77		65	

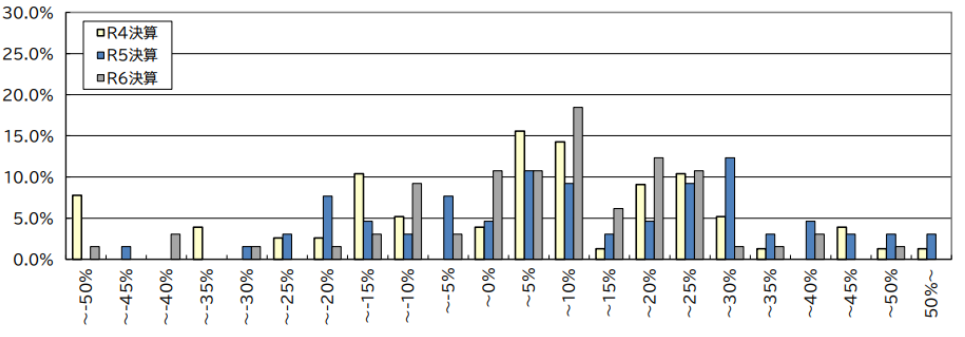
注：1）各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。
2）各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合等がある。
3）「介護事業費用」及び「差引 ③」の比率は「収入 ①」に対する割合である。
4）「イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'」、「法人税等」及び「法人税等差引 ④」の比率は、「収入 ①」＋「イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入」＋「ロ 物価高騰対策関連の補助金収入」に対する割合である。

28 延べ訪問回数	243.4回/月		215.3回/月		148.0回/月	
29 常勤換算職員数(常勤率)	4.3人/月	70.9%	4.2人/月	68.4%	3.4人/月	68.2%
30 介護職員常勤換算数(常勤率)	3.5人/月	70.3%	3.3人/月	66.6%	2.6人/月	63.6%
常勤換算1人当たり給与費						
31 常勤介護福祉士	391,608円/月		384,517円/月		409,208円/月	
32 介護職員	377,810円/月		371,794円/月		375,989円/月	
33 介護福祉士	353,353円/月		304,392円/月		393,055円/月	
34 介護職員	333,695円/月		302,548円/月		345,145円/月	

訪問1回当たり収入			
35 ・イ・ロの補助金収入を除く	8,068円/回	9,944円/回	11,241円/回
36 ・イ・ロの補助金収入を含む	8,075円/回	9,954円/回	11,258円/回
37 訪問1回当たり支出	7,766円/回	8,955円/回	9,800円/回
38 常勤換算職員1人当たり給与費	361,441円/月	360,525円/月	383,489円/月
39 介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	364,728円/月	348,640円/月	364,759円/月

40 常勤換算職員1人当たり訪問回数	56.0回/月	51.4回/月	44.1回/月
41 訪問介護員常勤換算1人当たり訪問回数	69.8回/月	65.8回/月	57.7回/月

図15 夜間対応型訪問介護収支差率分布



収支差率	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
税引前収支差率（物価対策 関連補助金を含まない）	3.8%	9.9%	15.2%	12.8%
税引前収支差率（物価対策 関連補助金を含む）	3.8%	10.0%	15.9%	12.9%
税引後収支差率（物価対策 関連補助金を含む）	3.3%	9.1%	15.0%	12.2%

【出典】厚生労働省「令和7年度介護事業経営概況調査」

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概況

2. 夜間対応型訪問介護の概況



3. 令和6年度介護報酬改定の内容

4. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

5. 現状と課題及び論点

3. (3) ③ 訪問看護等における24時間対応体制の充実

概要

【訪問看護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 緊急時訪問看護加算について、訪問看護等における 24 時間対応体制を充実する観点から、夜間対応する看護師等の勤務環境に配慮した場合を評価する新たな区分を設ける。 【告示改正】

単位数

<改定前>

緊急時訪問看護加算

指定訪問看護ステーションの場合 574単位/月

病院又は診療所の場合 315単位/月

一体型定期巡回・随時対応型訪問

介護看護事業所の場合 315単位/月



<改定後>

緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（新設）

指定訪問看護ステーションの場合 600単位/月

病院又は診療所の場合 325単位/月

一体型定期巡回・随時対応型訪問

介護看護事業所の場合 325単位/月

緊急時訪問看護加算（Ⅱ）

指定訪問看護ステーションの場合 574単位/月

病院又は診療所の場合 315単位/月

一体型定期巡回・随時対応型訪問

介護看護事業所の場合 315単位/月

算定要件等

<緊急時訪問看護加算（Ⅰ）>（新設）

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１）利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。

（２）緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。

<緊急時訪問看護加算（Ⅱ）>

- 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の（１）に該当するものであること。

3. (3) ⑤ 退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化

概要

【訪問看護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 退院時共同指導加算について、指導内容を文書以外の方法で提供することを可能とする。 【告示改正】

算定要件等

<改定前>

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、所定単位数を加算する。

ただし、初回加算を算定する場合には、退院時共同指導加算は算定しない。

<改定後>

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、所定単位数を加算する。

ただし、初回加算を算定する場合には、退院時 共同指導加算は算定しない。

4. (2) ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の機能・役割や利用状況等を踏まえ、将来的なサービスの統合を見据えて、夜間対応型訪問介護との一体的実施を図る観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数・算定要件等

<改定後>			
一体型事業所（※）			
介護度	介護・看護利用者	介護利用者	夜間にのみサービスを必要とする利用者（新設）
要介護1	7,946単位	5,446単位	【定額】 ・基本夜間訪問サービス費：989単位/月 【出来高】 ・定期巡回サービス費：372単位/回 ・随時訪問サービス費（Ⅰ）：567単位/回 ・随時訪問サービス費（Ⅱ）：764単位/回 （2人の訪問介護員等により訪問する場合） 注：要介護度によらない
要介護2	12,413単位	9,720単位	
要介護3	18,948単位	16,140単位	
要介護4	23,358単位	20,417単位	
要介護5	28,298単位	24,692単位	

（※）連携型事業所も同様

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概況
2. 夜間対応型訪問介護の概況
3. 令和6年度介護報酬改定の内容
-  4. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
5. 現状と課題及び論点

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に関連する各種意見

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）（抄）

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し】

○今回の介護報酬改定で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設けることとしたが、当該措置による定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の利用者・事業者双方への影響を検証しつつ、両サービスの将来的な統合に向けて引き続き検討していくべきである。

2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ（令和7年7月25日「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会）（抄）

2. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制の方向性

（3）大都市部における需要急増を踏まえたサービス基盤整備のための適切な対応

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護の類型は、夜間の負担が重く、人材確保が困難であり、利用者からみても夜間の定期的な訪問のニーズは少なく、テクノロジーを活用し、必要なときにサービスを提供する形の方が、利用者のQOLの向上につながることや、日中に重点化することで、重度の高齢者を在宅で支えることができるようになり、在宅介護の可能性が広がるとの意見があった。

介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）（抄）

3. 大都市部・一般市等における対応 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合】

○（中略）夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合することが適当である。

○なお、この際、必要な人員の確保やサービスの認知度向上など、利用者・事業者双方への影響にも十分配慮する必要があることから、一定の経過措置期間を設けた上で、人員配置基準や報酬に関して特例的な類型を設けることが適当である。

Ⅳ 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保（現状・基本的な視点）

○小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスについては、要介護者の在宅生活を支える重要な機能を有しているにもかかわらず、サービスに対する認知度や理解度が不十分なことにより、事業所が存在しない市町村も多くあることから、市町村内での整備の推進のみならず、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行うなど隣接自治体間の連携による活用推進の視点も必要である。

自治体における定期巡回・随時対応型訪問介護看護の位置づけ（地域別）

- 自治体回答によると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の位置づけについて、全体では「日中・夜間を通じて、定期訪問と随時訪問により在宅生活を支えるサービス」が65.6%で最多、次いで「住み慣れた地域における暮らしの継続を実現するサービス」が52.0%、「医療的ケアが必要な高齢者の在宅生活を可能にするサービス」が33.9%であった。
- 中山間地域等指標別にみると、中山間地域等（一部）において、「住み慣れた地域における暮らしの継続を実現するサービス」が63.8%と、他の区分と比較して多かった。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の位置づけ 地域別（n:自治体数）

	日中・夜間を通じて、定期訪問と随時訪問により在宅生活を支えるサービス	住み慣れた地域における暮らしの継続を実現するサービス	家族介護者の介護離職の防止に向けたサービス	施設・居住系サービスの待機者を減らすためのサービス	他の施設系サービスと比較して設備整備のための初期費用・ランニングコストを抑えつつ、必要な介護サービスを提供することできるサービス	医療的ケアが必要な高齢者の在宅生活を可能にするサービス	介護サービスの空白時間を埋める補完的なサービス	地域包括ケアシステムの24時間対応の柱となるサービス	独居・単身高齢者の緊急時対応を担う安心インフラ	介護度の重度化や入院・施設入所の予防に資するサービス	医療・介護の連携を実現する地域モデルサービス	地域の介護人材を効率的に活用する仕組み	在宅介護の選択肢を広げる制度的サービス	介護職・看護職の専門性を活かす職場としてのサービス	地域住民の安心感を醸成する公共的サービス	その他	特に定義していない
全体（n=675）	65.6%	52.0%	20.9%	10.2%	8.3%	33.9%	10.7%	23.4%	29.8%	9.2%	12.7%	3.1%	29.0%	6.2%	9.2%	1.2%	28.6%
都市部（n=21）	76.2%	57.1%	19.0%	4.8%	4.8%	33.3%	4.8%	28.6%	38.1%	14.3%	4.8%	0.0%	23.8%	4.8%	9.5%	4.8%	9.5%
一般市町村（n=165）	73.9%	55.8%	24.2%	13.9%	12.7%	40.6%	9.7%	30.9%	35.8%	12.7%	18.8%	3.6%	37.6%	9.1%	12.7%	1.8%	21.8%
中山間地域等（全域） （n=351）	56.4%	45.3%	17.4%	7.1%	5.4%	27.1%	10.5%	18.8%	24.5%	6.3%	8.5%	2.3%	22.5%	3.7%	6.8%	1.1%	36.8%
中山間地域等（一部） （n=138）	77.5%	63.8%	26.1%	14.5%	10.9%	43.5%	13.0%	25.4%	34.8%	11.6%	17.4%	5.1%	36.2%	9.4%	10.9%	0.0%	18.8%

（注）中山間地域等（全域）：市区町村の全域が中山間地域等に該当する地域

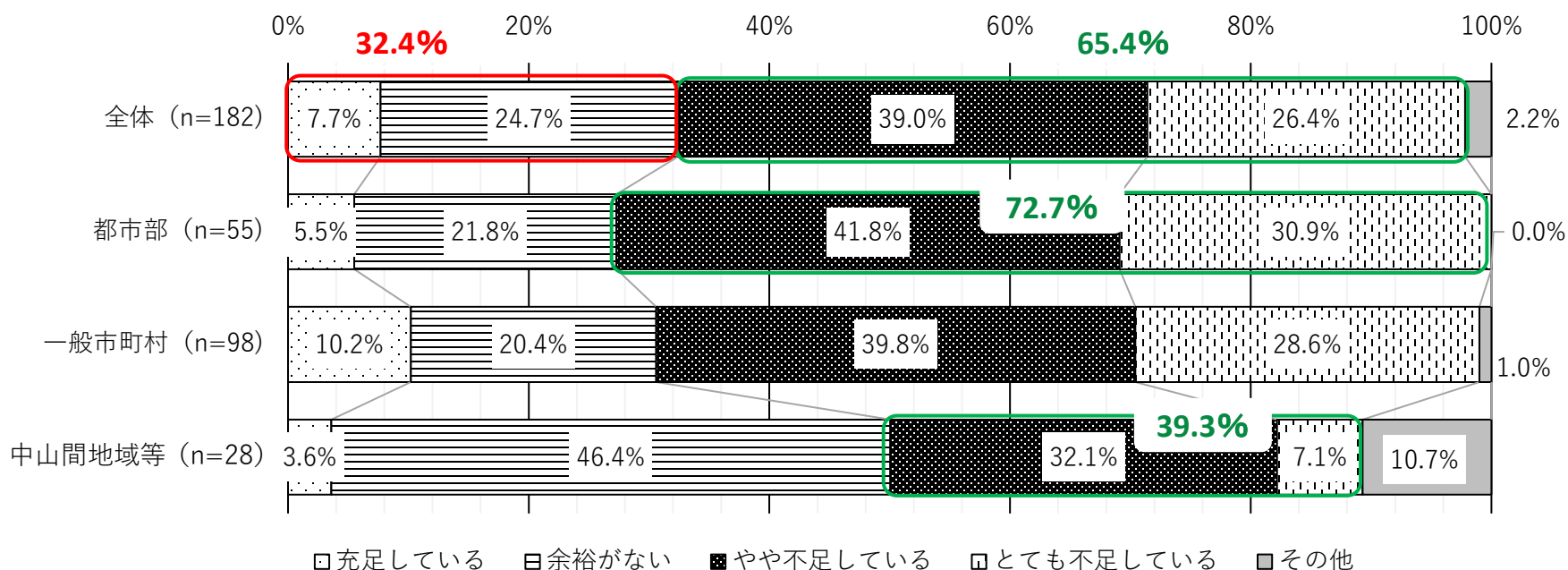
中山間地域等（一部）：市区町村の一部が中山間地域等に該当する地域

出典：令和7年度老人保健健康増進等事業「小規模多機能型居宅介護等の更なる普及促進に向けたサービス提供の在り方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より
老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

定期巡回・随時対応型訪問介護看護における職員の充足状況（地域別）

- 事業所回答によると、職員の充足状況について、全体では「やや不足している」が最多で39.0%、次いで「とても不足している」が26.4%、「余裕がない」が24.7%であった。
- 地域別にみると、「都市部」では「やや不足している」「とても不足している」が72.7%を占めるのに対し、「中山間地域等」では「やや不足している」「とても不足している」は39.3%に留まり、人材不足の傾向は「都市部」の方が顕著であった。

職員の充足状況 地域別（n:事業所数）



「その他」内容

事業廃止を予定しているため利用者減になっている / 採算がとれないので4人以上の雇用は難しい状況 / 傷病や介護で休業する職員があり、有資格者の採用が進まない。

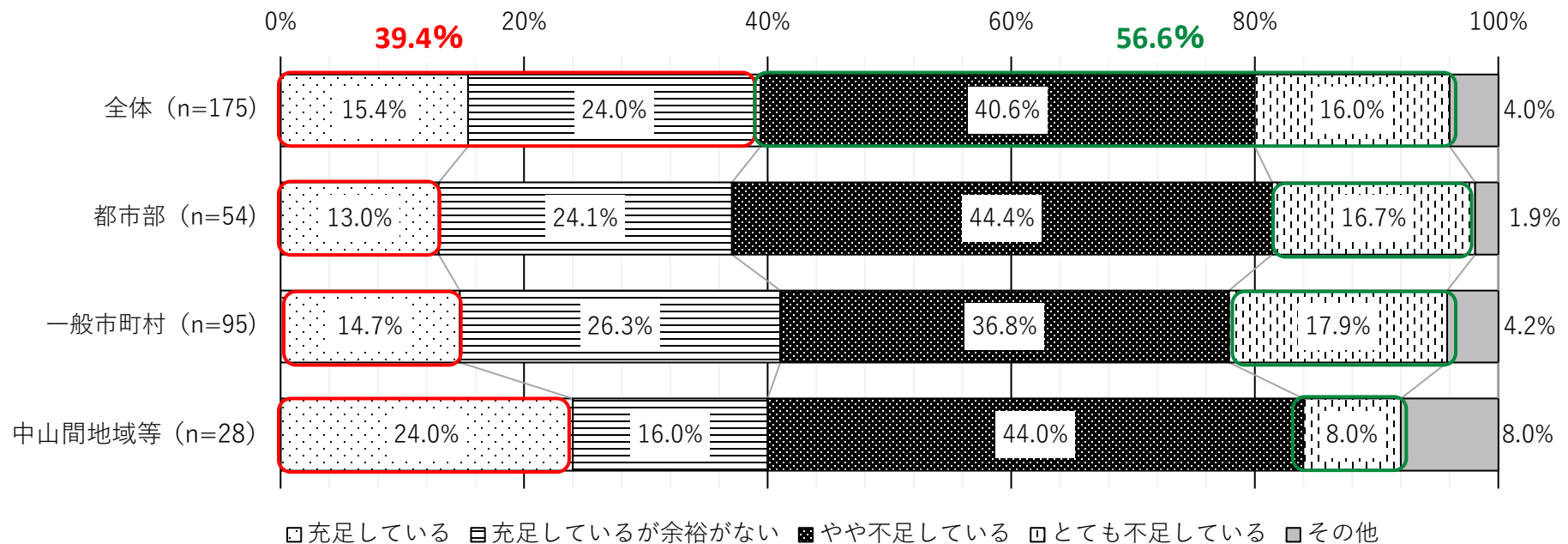
（注）四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典：令和7年度老人保健健康増進等事業「小規模多機能型居宅介護等の更なる普及促進に向けたサービス提供の在り方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護における利用者の充足状況（地域別）

- 事業所回答によると、利用者の充足状況について、全体では「やや不足している」「とても不足している」が56.6%を占めた。
- 地域別にみると、都市部と一般市町村で「とても不足している」が「充足している」を上回った。一方で、中山間地域等では「充足している」（24.0%）が「とても不足している」（8.0%）を上回り、傾向に差異があった。

利用者の充足状況 地域別（n:事業所数）



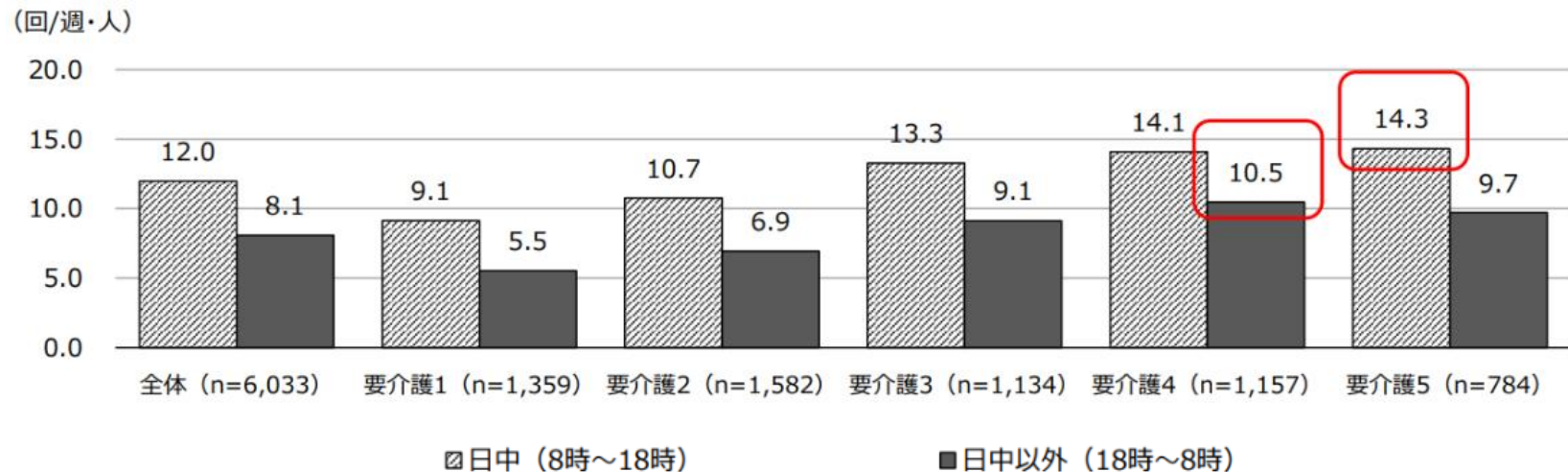
「その他」内容

人員が不足しており受け入れができない / サービスを必要としておられる方がまだまだ多くいらっしゃると思うので充不足の感があまり無いです / 利用者人数は充足しているが平均介護度が低く収益が目標に達していない。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるサービス内容別の提供回数（定期巡回）

- 利用者回答によると、定期巡回のサービス提供回数について、要介護度別では全ての要介護度で日中の平均提供回数が日中以外の平均提供回数を上回っていた。
- 日中においては要介護度5の提供回数が最多で平均14.3回、日中以外においては要介護4の提供回数が最多で平均10.5回であった。

要介護度別 時間帯別 サービス提供回数（定期巡回）（n:利用者数）



（注1）令和6年9月1日～9月30日の1か月間の累計を週あたり提供回数に換算した。当該月の途中で終了した場合は、1日あたりに割り戻した上で、7を乗算
提供時間が日中と夜間、早朝と日中にまたがる場合、開始時の時間帯をカウント

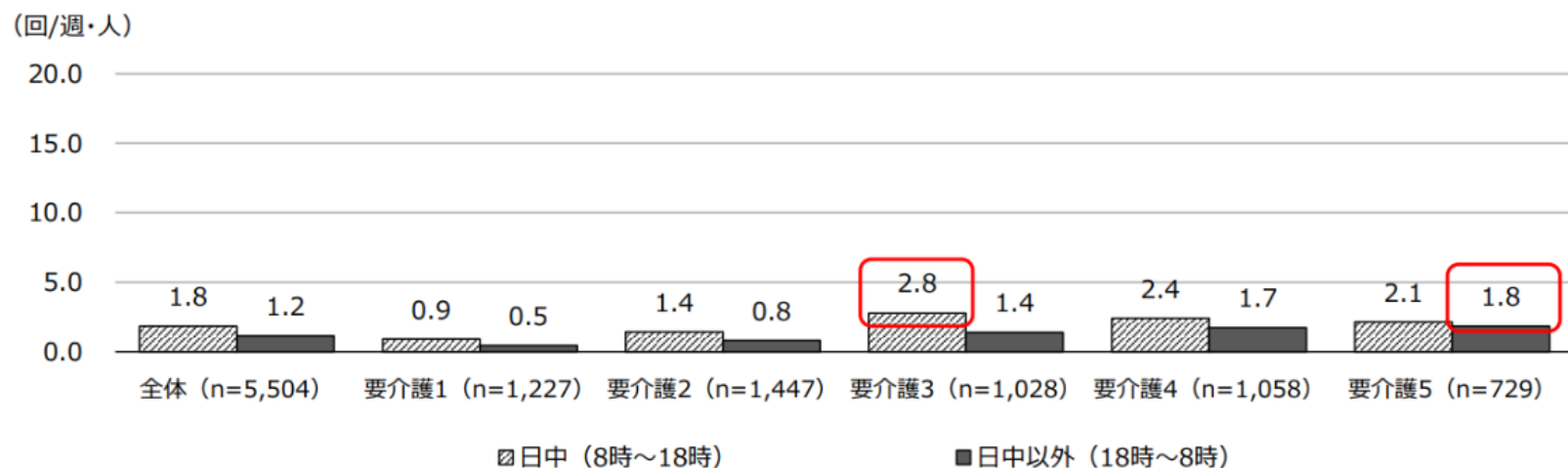
（注2）訪問看護サービスの提供類型が連携型の場合、連携先の訪問看護事業所による提供回数を回答

出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるサービス内容別の提供回数（随時訪問）

- 利用者回答によると、随時訪問のサービス提供回数について、要介護度別では全ての要介護度で日中の平均提供回数が日中以外の平均提供回数を上回っていた。
- 日中においては要介護度3の提供回数が最多で平均2.8回、日中以外においても要介護度5の提供回数が最多で平均1.8回であった）。

要介護度別 時間帯別 サービス提供回数（随時訪問）（n:利用者数）



（注1）令和6年9月1日～9月30日の1か月間の累計を週あたり提供回数に換算した。当該月の途中で終了した場合は、1日あたりに割り戻した上で、7を乗算
提供時間が日中と夜間、早朝と日中にまたがる場合、開始時の時間帯をカウント

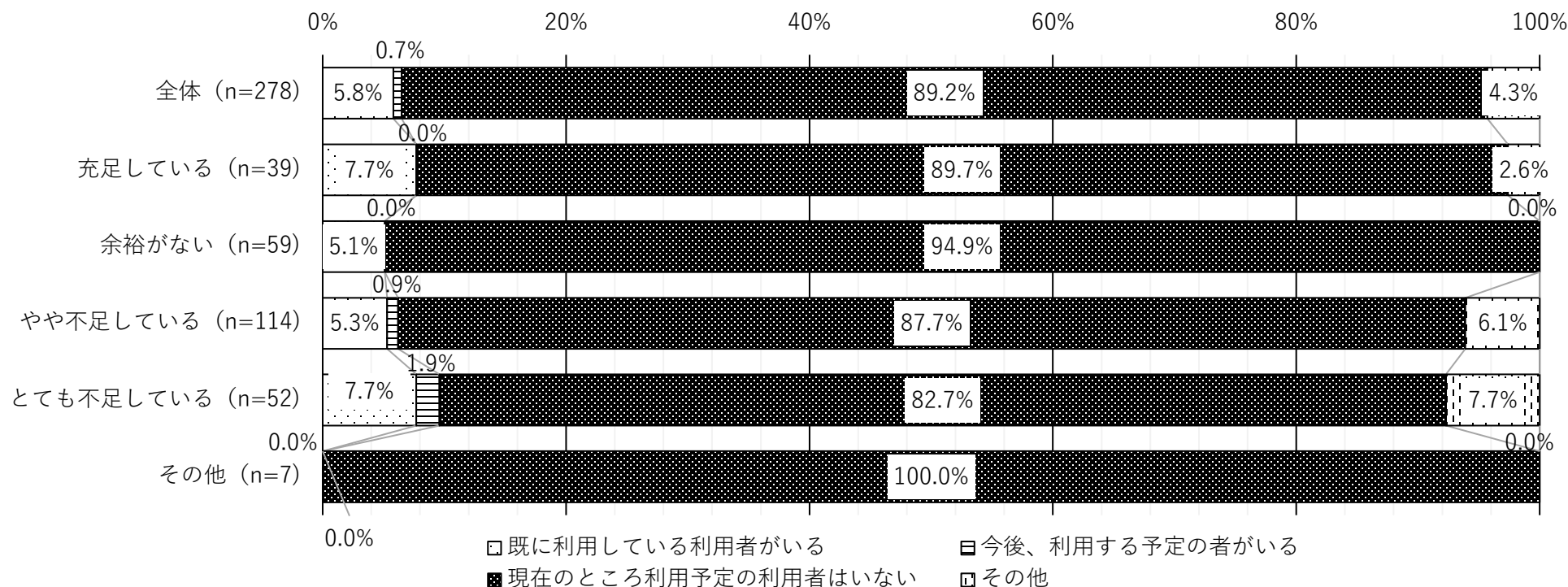
（注2）訪問看護サービスの提供類型が連携型の場合、連携先の訪問看護事業所による提供回数を回答

出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間対応型区分）の利用者の状況（職員の充足状況別）

- 事業所回答によると、夜間対応型区分の利用者について、全体では「現在のところ利用予定の利用者はいない」が最多で89.2%、次いで「既に利用している利用者がいる」が5.8%であった。
- 夜間対応型区分の利用者について、職員の充足状況別にみると、いずれの回答区分においても全体と同様に「現在のところ利用予定の利用者はいない」が最多であった。

夜間対応型区分の利用者の有無（職員の充足状況別）（n:事業所数）



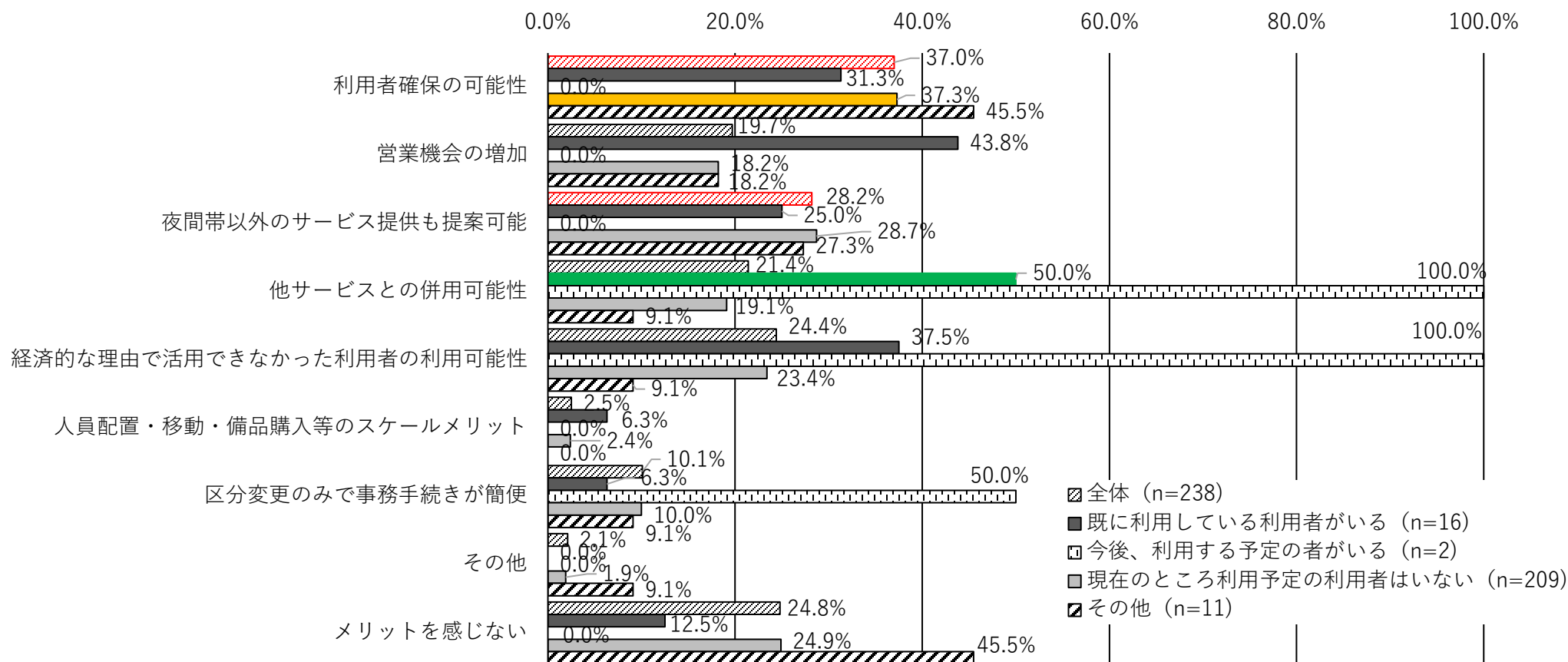
（注）四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間対応型区分）の新設によるメリット

- 事業所回答によると、夜間対応型区分の新設によるメリットについて、全体では「利用者確保の可能性」が37.0%、次いで「夜間帯以外のサービス提供も提案可能」が28.2%であった。
- 夜間対応型区分の新設によるメリットについて、夜間対応型区分利用者の有無別にみると、既に利用している利用者がある場合は、「他サービスとの併用可能性」が最多で50.0%であった。
- また、現在のところ利用予定の利用者はいない場合は「利用者確保の可能性」が最多で37.3%であった。

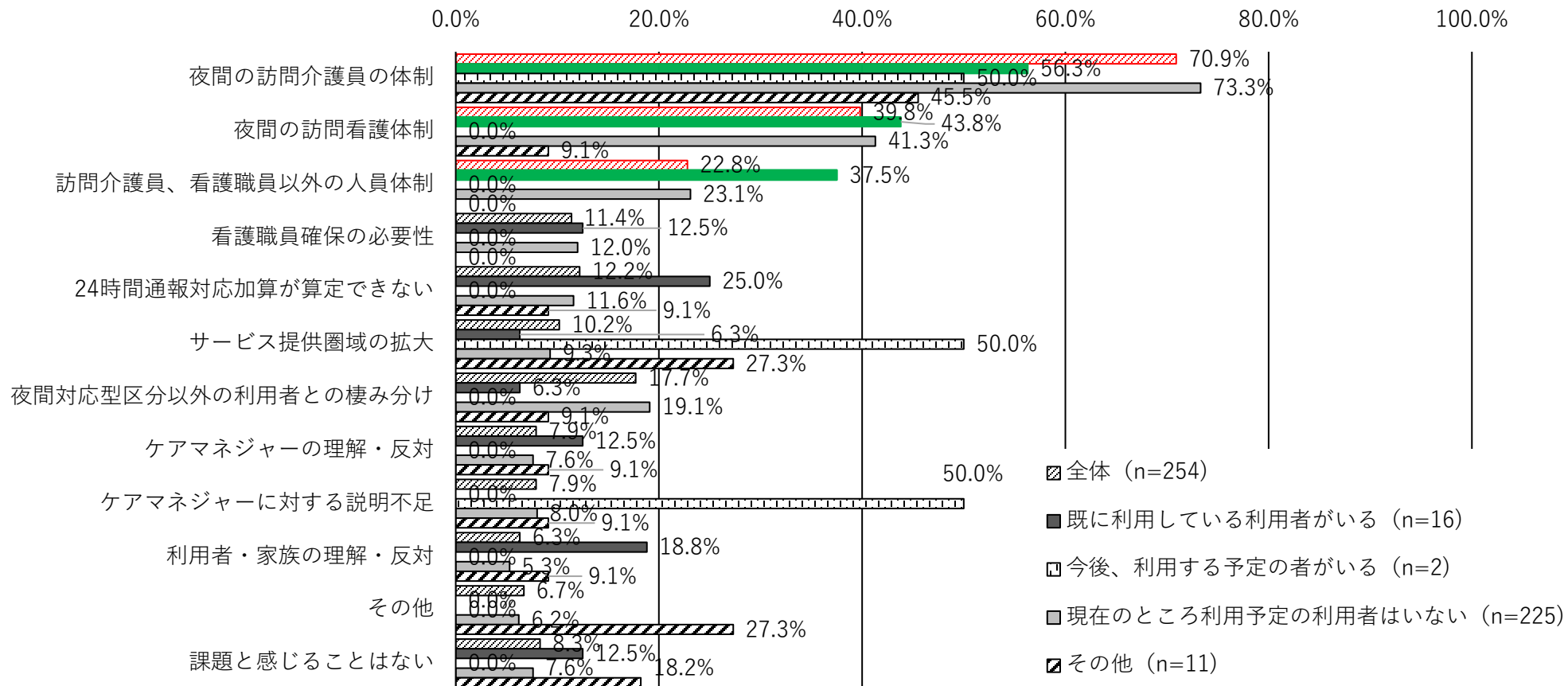
夜間対応型区分の新設によるメリット（夜間対応型区分利用者の有無別）（複数回答）（n:事業所数）



定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間対応型区分）のサービス提供の課題

- 事業所回答によると、夜間対応型区分のサービス提供にあたっての課題について、全体では「夜間の訪問介護員の体制」が最多で70.9%、次いで「夜間の訪問看護体制」が39.8%、「訪問介護員、看護職員以外の人員体制」が22.8%であった。
- 夜間対応型区分のサービス提供にあたっての課題について、夜間対応型区分利用者の有無別にみると、既に利用している利用者がいる場合は「夜間の訪問介護員の体制」が最多で56.3%、次いで「夜間の訪問看護体制」が43.8%、「訪問介護員、看護職員以外の人員体制」が37.5%であった。

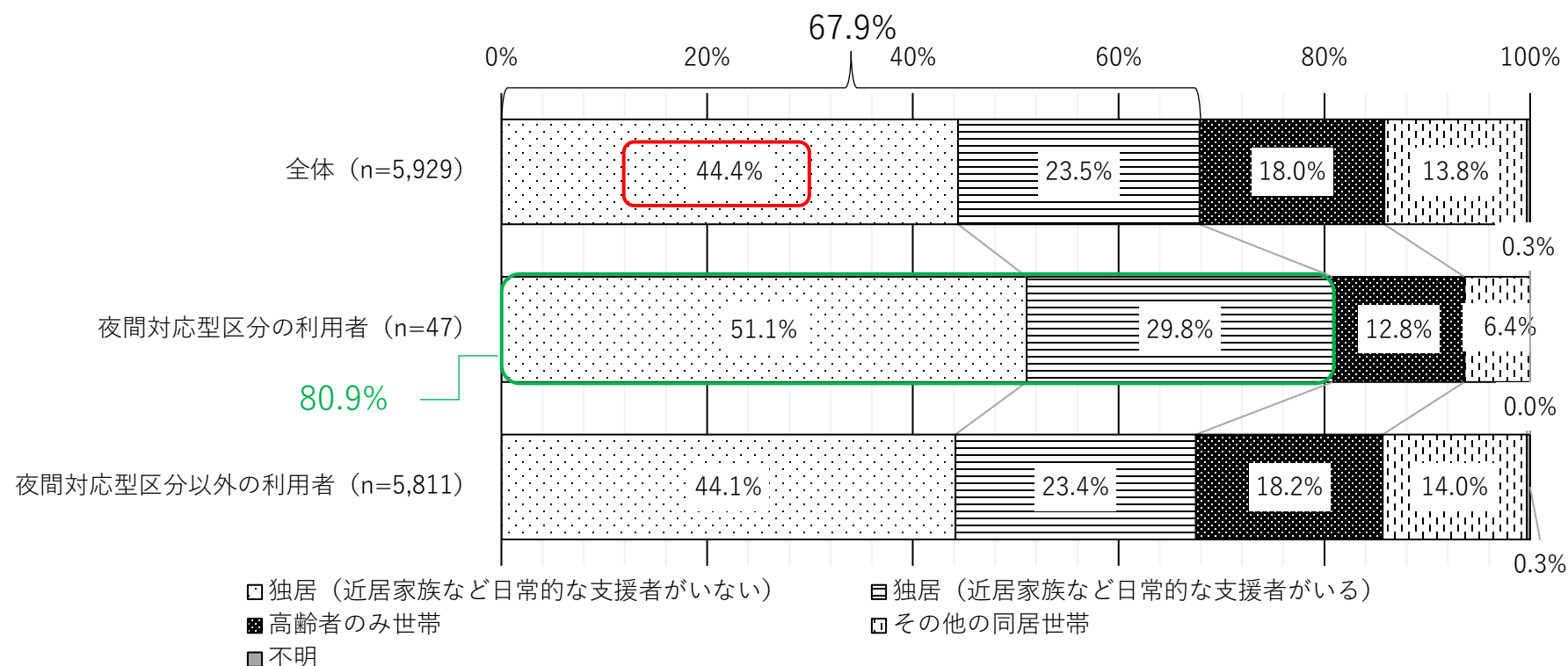
夜間対応型区分のサービス提供にあたっての課題（夜間対応型区分利用者の有無別）（複数回答）（n:事業所数）



定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の状況

- 利用者回答によると、全体では「独居（近居家族など日常的な支援者がいない）」が44.4%、次いで「独居（近居家族など日常的な支援者がいる）」が23.5%、「高齢者のみ世帯」が18.0%であった。
- 利用区分別にみると、夜間対応型区分の利用者の場合は「独居（近居家族など日常的な支援者がいない）」と「独居（近居家族など日常的な支援者がいる）」の計が80.9%と全体の67.9%と比較して高かった。

利用者の世帯状況（利用区分別）（n:利用者数）



（注）四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典：令和6年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）

夜間対応型訪問介護の給付実態

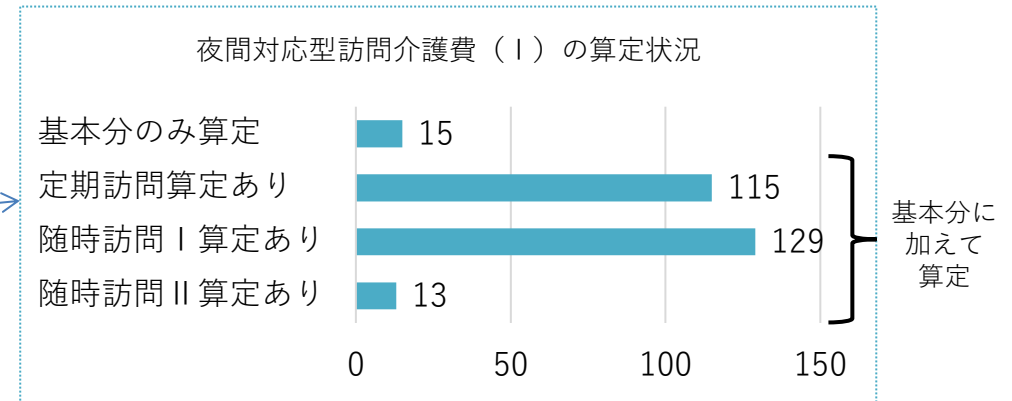
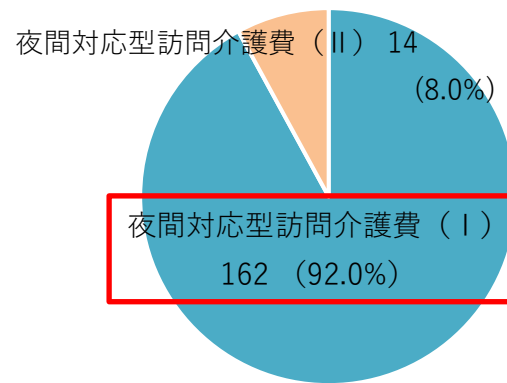
社会保障審議会
介護給付費分科会（第218回）

資料 1

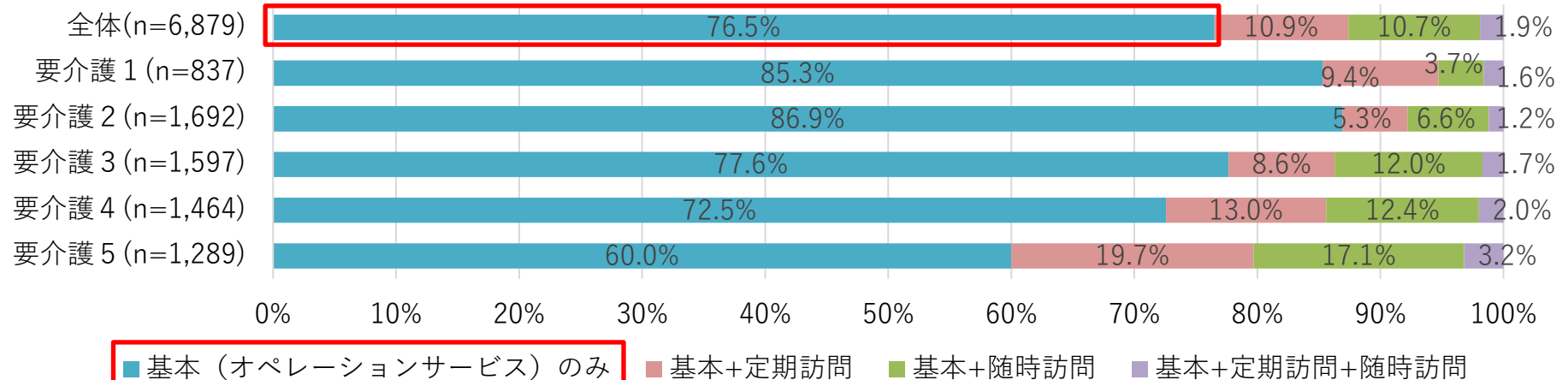
令和 5 年 6 月 28 日

- (1) 事業所別に見ると、9 割以上の事業所が夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定しており、そのうち15事業所は基本分（オペレーションサービス）のみの算定となっていた。
- (2) 利用者形態別（全体）に見ると、76.5%の利用者が基本分（オペレーションサービス）のみの算定となっており、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が多い。

(1) 事業所が算定する基本報酬の区分（n=176事業所）



(2) 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）：利用形態別利用者割合（n=6,879人）

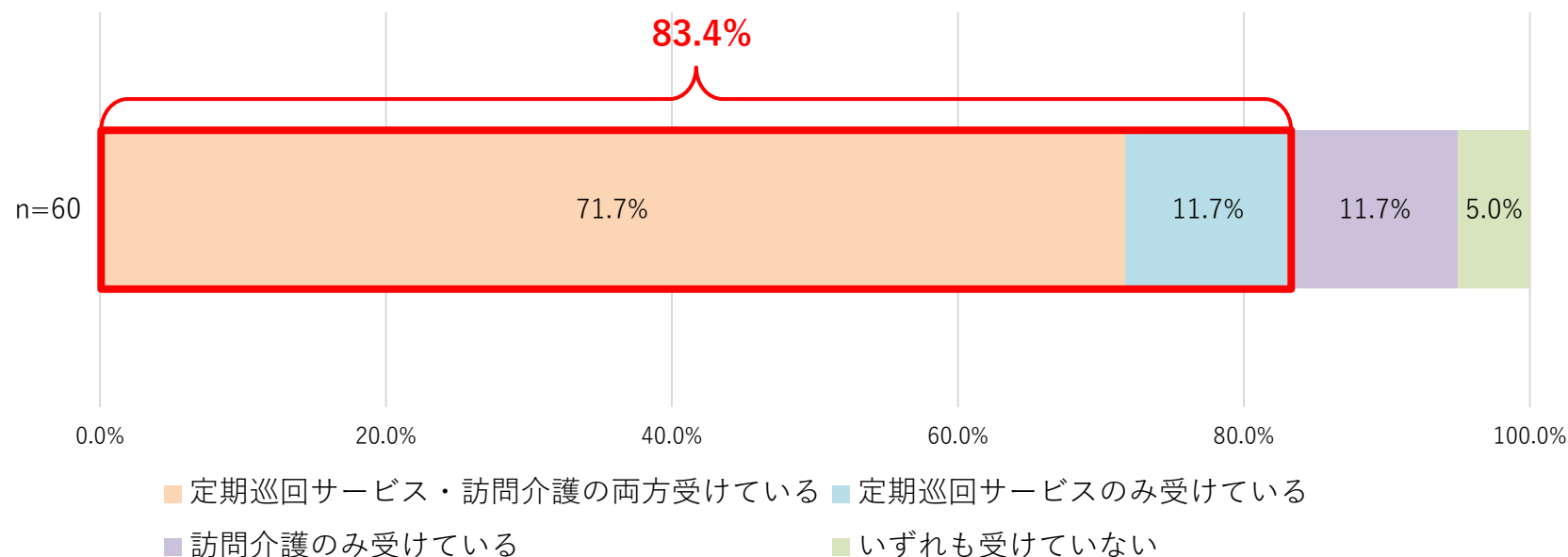


(注) (1) ~ (2) は、介護保険総合データベースの任意集計（令和 4 年 11 月 サービス提供分）

夜間対応型訪問介護における併指定の状況

○事業所回答によると、夜間対応型訪問介護における併指定の状況は、「定期巡回サービス・訪問介護の両方」の併指定を受けている割合が71.7%、「定期巡回サービスのみ」・「訪問介護のみ」を受けている割合はそれぞれ11.7%であり、定期巡回サービスの指定を併せて受けている割合は合計で83.4%であった。

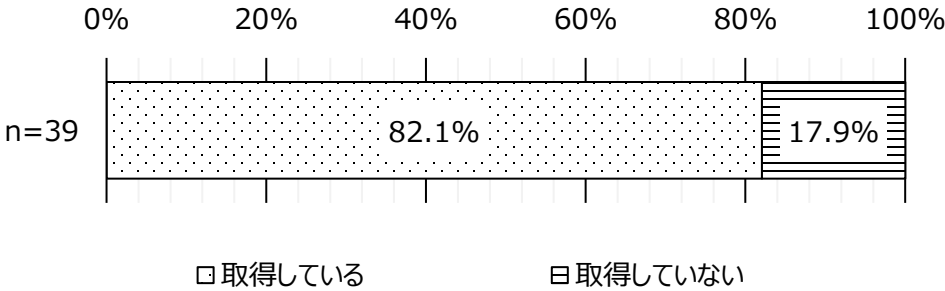
夜間対応型訪問介護における定期巡回サービス・訪問介護の併指定の状況（n:事業所数）



夜間対応型訪問介護における24時間通報対応加算の取得状況等

- 事業所回答によると、24時間通報対応加算の取得状況について、「取得している」が82.1%、「取得していない」が17.9%であった。
- 同一圏内の事業所数について、定期巡回サービス事業所では平均2.44、24時間対応訪問介護事業所では平均1.74であった。

24時間通報対応加算の取得状況（n:事業所数）



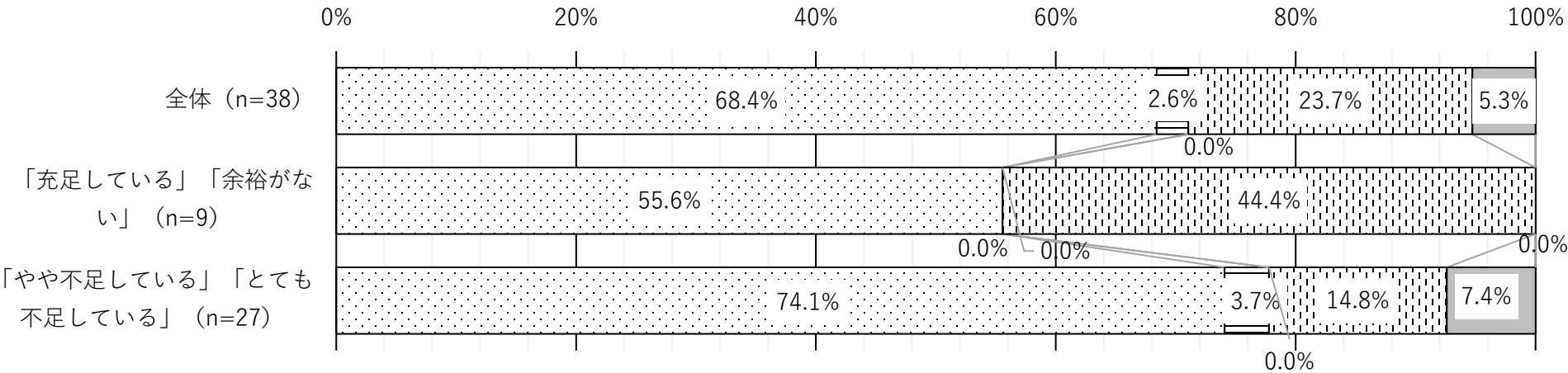
同一圏内の24時間対応の訪問介護事業所数

	有効回答数	平均値	中央値
定期巡回サービス事業所	39	2.44	1.00
24時間対応訪問介護事業所	39	1.74	0.50

夜間対応型訪問介護における事業所としての事業継続意向

- 事業所回答によると、全体では「併設・同一敷地内・同一サービス圏域で定期巡回サービス事業所をすでに開設済」が最多（68.4%）であった。
- 職員の充足状況別にみると、職員の充足状況が「充足している」または「余裕がない」場合には「未定・わからない」が44.4%と全体を上回った。一方、「やや不足している」または「とても不足している」場合は「併設・同一敷地内・同一サービス圏域で定期巡回サービス事業所をすでに開設済」が74.1%と全体を上回った。

事業所としての事業継続意向（職員の充足状況別）（n:事業所数）



- 併設・同一敷地内・同一サービス提供圏域で定期巡回サービス事業所をすでに開設済
- 併設・同一敷地内・同一サービス提供圏域で定期巡回サービス事業所を開設予定
- 事業終了
- 未定・わからない
- その他

その他内容

一部提供エリアを限定し、定巡開設予定

定期巡回サービスは人員不足のため、一事業所で一人の利用者を対応することが困難になり、廃止した。統合の仕方により続けられなくなることもある。

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要 その他改正事項

社会福祉法関係

- 包括的な支援体制の整備のために市町村が積極的に実施すべき施策（※1）を明確化する。
※1 (1)地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、(2)支援関係機関同士の連携による支援体制整備、(3)地域住民と支援関係機関の取組の協働体制整備
- 地域で課題を抱える者を把握した場合に必要な情報を市町村に提供する等の活動を行う団体の委嘱制度を創設する。
- 福祉以外の多様な分野との連携強化のため、包括的な支援体制整備にあたって連携に配慮する分野として、消費者行政や防災を追加するとともに、多様な分野との連携に関する事項を地域福祉（支援）計画の記載事項に位置づける。
- 都道府県の責務として、都道府県が主体となり支援を行う分野（難病・児童虐待等）の対応にあたっては、市町村の行う包括的な支援体制の整備との連携を行うことを明確化する。
- 福祉サービスの提供等にあたって、利用者の意思決定支援への配慮することを規定する。

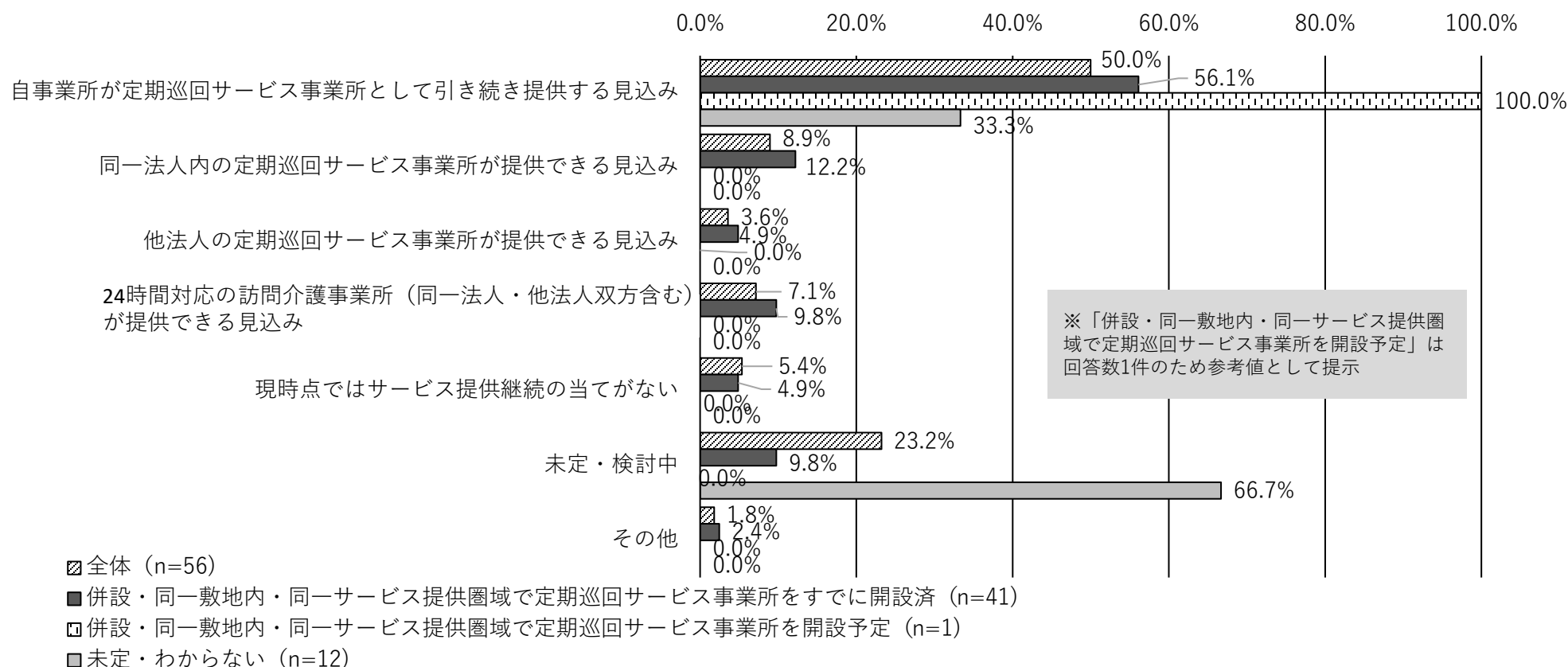
介護保険法関係

- 地域におけるサービス提供体制の確保の観点から、特別養護老人ホーム等の介護保険施設に対して事業廃止の手続（※2）を厚生労働省令で定めるとともに、継続してサービス提供を行う事業者・施設へのインセンティブ（※3）を検討する。あわせて、中山間・人口減少地域に所在する介護施設等について、経過年数10年未満の場合の厚生労働省所管施設への転用等の特例（※4）を設ける。
※2 介護保険事業（支援）計画との整合性の確認など。
※3 地域において事業を継続し連携を強化する事業者に対して、ICT等のテクノロジー導入に係る補助金等による支援を検討。
※4 国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充。（通知事項）
 - 大都市部等において居宅要介護者の介護ニーズ需要の増加が見込まれる中、多様なニーズに対応したサービス基盤の確保の観点から、夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する。
 - 介護被保険者証について、介護情報基盤の本格運用開始（令和10年4月1日）に向け、電子資格確認を導入するとともに、要介護者等以外について資格喪失時の返還義務をなくす等の事務の簡素化・利便性の向上を図るための見直し等を行う。
 - 要介護認定等の申請代行について、居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域密着型特養、地域包括支援センターにのみ認められているところ、業務効率化の観点から、ケアマネジャーの配置が指定基準となっているグループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等についても申請代行を可能とする。
 - 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入を踏まえ、特定福祉用具販売事業者の質の確保の観点から、特定福祉用具販売等に要する費用の額について所要の措置を講ずる。
- （参考）国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、都道府県から委託を受けた介護報酬に関連する補助金の支払事務を行うことを可能とする（地方分権一括法において法律改正）。 ※障害福祉分野も同様の改正を行う

夜間対応型訪問介護における統合後のサービス提供見込み（事業所継続意向別）

- 事業所回答によると、事業継続意向について、全体では「自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する見込み」が最多で50.0%、次いで「同一法人内の定期巡回サービス事業所が提供できる見込み」が8.9%であった。
- 事業継続意向について、事業継続意向別にみると、「定期巡回サービス事業所をすでに開設済」の場合では「自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する見込み」が最多で56.1%であった。

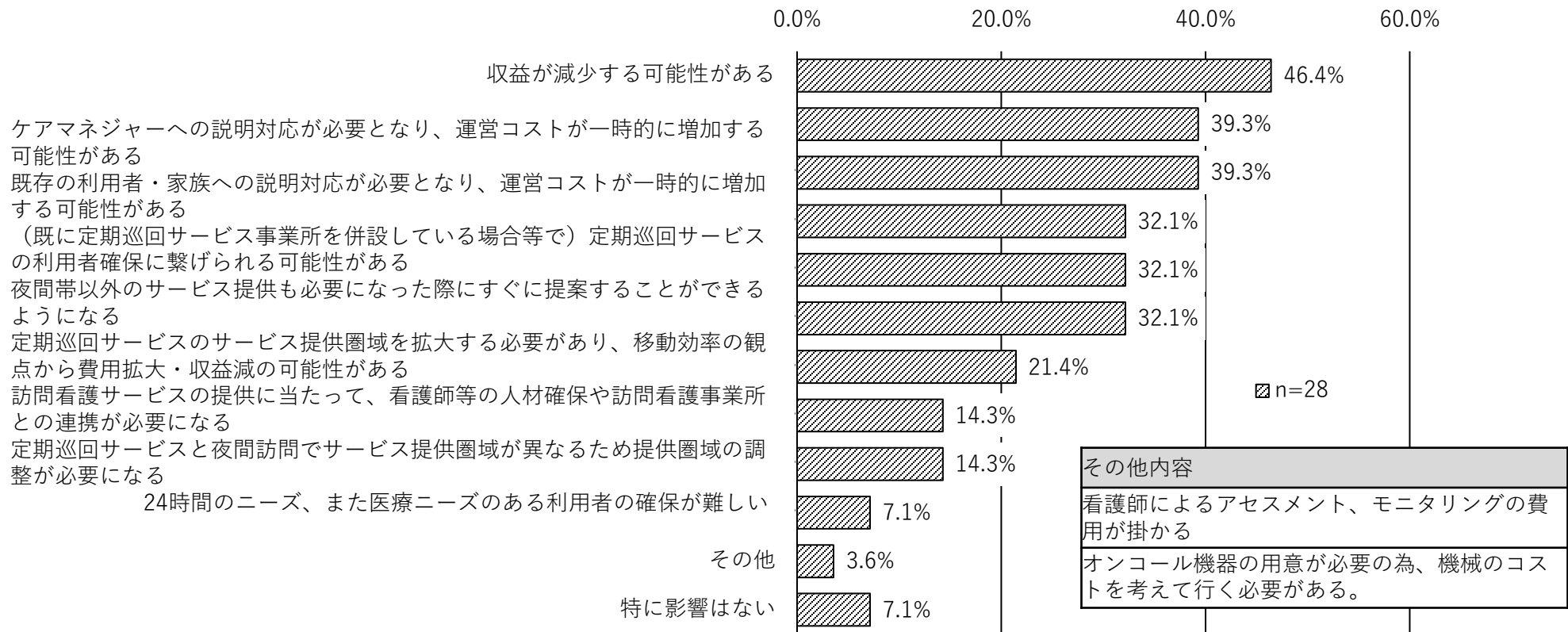
統合後の利用者へのサービス提供（事業継続意向別）（複数回答）（n:事業所数）



【統合後】 定期巡回サービスとしてサービス提供していく場合の影響

○事業所回答によると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護として既存の利用者にサービス提供していく場合の事業所への影響について、「収益が減少する可能性がある」が46.4%で最多、次いで「ケアマネジャーへの説明対応が必要となり、運営コストが一時的に増加する可能性がある」、「既存の利用者・家族への説明対応が必要となり、運営コストが一時的に増加する可能性がある」がそれぞれ39.3%であった。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護として既存の利用者にサービス提供していく場合の事業所への影響（複数回答）（n:事業所数）

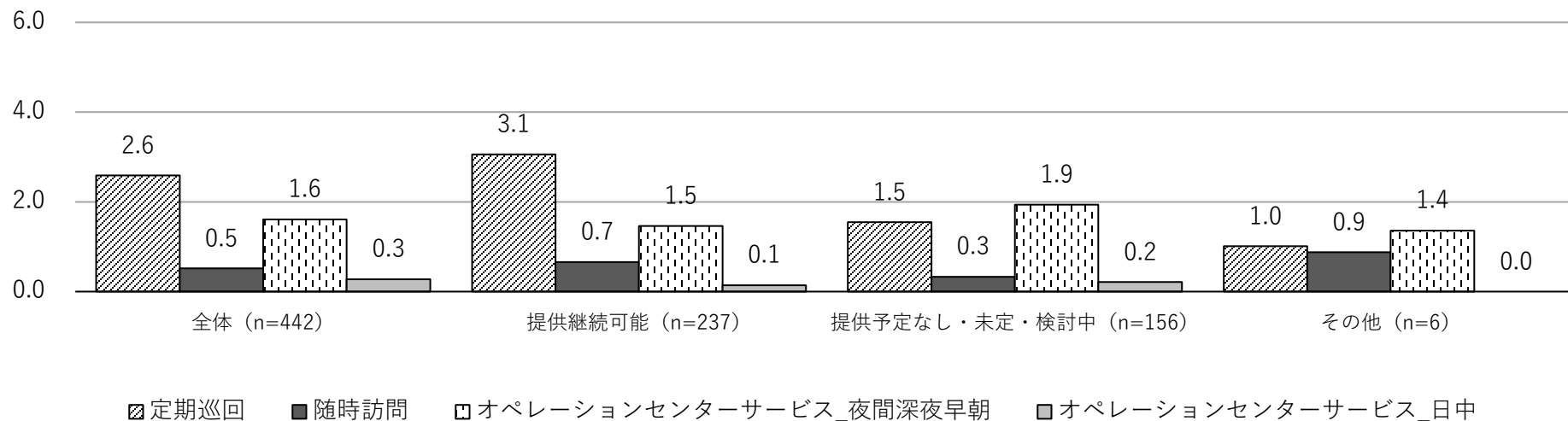


夜間対応型訪問介護における統合後のサービス提供回数（サービス提供見込別）

○利用者回答によると、サービス提供回数について統合後のサービス提供見込別では、「提供継続可能」の場合、「定期巡回」が3.1回で最多であったのに対し、「提供予定なし・未定・検討中」の場合は「オペレーションセンターサービス（夜間・深夜・早朝）」が1.9回で最多であった。

サービス提供見込別 サービス提供回数（n:利用者数）

（回/週・人）



（注1）令和6年9月1日～9月30日の1か月間の累計を週あたり提供回数に換算した。当該月の途中で終了した場合は、1日あたりに割り戻した上で、7を乗算

（注2）サービス提供見込が「その他」の回答については、回答数が10未満のため参考値として提示

夜間対応型訪問介護における統合後のサービス提供見込み（要介護度別）

- 利用者回答によると、統合後のサービス提供見込みについて、全体は「自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する見込み」が43.6%と最多、次いで「未定・検討中」が40.7%であった。
- 統合後のサービス提供見込みについて、要介護度別にみると、要介護度が上がるほど、「自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する見込み」の割合が下がっている。

サービス提供見込（要介護度別）（n:利用者数）

	自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する見込み	同一法人内の定期巡回サービス事業所が提供できる見込み	他法人の定期巡回サービス事業所が提供できる見込み	24時間対応の訪問介護事業所（同一法人・他法人双方含む）が提供できる見込み	現時点ではサービス提供継続の当てがいない	未定・検討中	その他
全体（n=479）	43.6%	6.9%	0.0%	6.1%	1.5%	40.7%	1.3%
要介護1（n=66）	56.1%	7.6%	0.0%	3.0%	0.0%	33.3%	0.0%
要介護2（n=108）	45.4%	7.4%	0.0%	4.6%	0.9%	39.8%	1.9%
要介護3（n=109）	47.7%	7.3%	0.0%	2.8%	0.9%	40.4%	0.9%
要介護4（n=91）	38.5%	7.7%	0.0%	11.0%	2.2%	38.5%	2.2%
要介護5（n=105）	34.3%	4.8%	0.0%	8.6%	2.9%	48.6%	1.0%

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概況
2. 夜間対応型訪問介護の概況
3. 令和6年度介護報酬改定の内容
4. 関連する各種意見・サービス提供等の状況



5. 現状と課題及び論点

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の現状と課題

現状と課題

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行うもの（平成24年度創設）。
- 請求事業所数(1,397事業所)、受給者数(約47,100人)、費用額(約995億円)は年々増加しているものの都道府県ごとにバラツキがみられる。
- 収支差率は、令和4年度が11.0%、令和5年度が14.6%、令和6年度が13.4%と推移している。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、「介護離職ゼロ」に向けた基盤整備の対象サービスであり、第9期介護保険事業計画では、令和5年度（2023年度）実績値3.9万人から、令和8年（2026）年度にかけて4.9万人（24%増）の見込み量となっている。
- 利用者の状況をみると、要介護3～5の利用者は、51.4%、平均要介護度は、2.7となっている。
- 特に今後増加する都市部における居宅要介護者のニーズに対して柔軟に対応することが期待されている。（高齢者人口10万人あたりの請求事業所数では、最大6.5倍の格差が存在。）
- 夜間対応型訪問介護は、夜間において、定期巡回訪問、または、随時通報を受け、利用者宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護等の提供を行うもの（平成18年度創設）。（※在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要であるとの考えから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に先立ち、平成18年に、夜間における「定期巡回」と「通報による随時対応」を合わせて創設されたもの（夜間における訪問介護サービスの提供のみを想定したサービス類型）。
- 請求事業所数は184事業所、受給者数は約7,100人、費用額は約39億円となっている。請求事業所数は平成27年以降ほぼ横ばい、受給者数は令和4年以降微減している一方で、費用額は概ね増加傾向にある。
- 収支差率は、令和4年が9.9%、令和5年が15.2%、令和6年が12.8%と推移している。
- 利用者の状況をみると、要介護3～5の利用者は、64.3%となっている。また、76.5%の利用者が基本分（オペレーションサービス）のみの算定となっており、月に一度も訪問サービスを利用していない者が多数みられる。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における職員と利用者はそれぞれ不足している状況。特に職員の充足状況は、「中山間地域等」よりも「都市部」の方が不足している傾向が顕著となっている。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の現状と課題

現状と課題

- 先般成立した社会福祉法等の一部を改正する法律においては、両サービスを統合することとし、夜間対応型訪問介護については令和8年度末（現在の第9期計画期間）をもって廃止し、経過措置（令和11年度末まで（第10期計画期間中）は経過措置として、従前どおりの実施が可能）を設けることとされている。このため、既存の夜間対応型訪問介護が定期巡回・随時対応型訪問介護看護へ円滑に移行できるよう、当該サービスにおける経過措置の在り方について検討することが求められている。
- 介護報酬は、累次の改定により、加算の種類が増加するとともに、加算の取得要件が複雑化しており、令和6年度改定における審議報告においても、「利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、報酬体系の簡素化について、引き続き検討していくべき」とされている。

論点

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が、夜間訪問利用者の受け皿となっていくことが想定される。この際、利用者・事業者双方への影響に十分配慮しつつ、日中の適切な訪問対応を図っていく観点から、令和6年度改定で新設した「夜間対応型区分」の在り方を含め、夜間対応型訪問介護から定期巡回・随時対応型訪問介護看護への円滑な移行のための対応について、どのように考えるか。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、今後さらに高齢化が加速していく都市部や、少ない利用者を広域でカバーする必要がある中山間地域等において、訪問介護及び訪問看護等の関係サービスとの連携により、夜間を含む随時対応が可能なサービスを提供し、重度の高齢者を在宅で支える受け皿の機能を担っているところ。一方で、人材不足及び利用者確保が課題となる中、こうした利用者ニーズに応じたサービスを地域で安定的に提供していくため、テクノロジーの活用も含め、その機能の在り方についてどのように考えるか。
- 令和6年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率の低い加算や算定率の高い加算についてどのように考えるか。